

夫と進退を共にすべき者のみに向つて、即時参内の命を傳へた、公卿も平生溫和派として開えたものばかりに沙汰を下し、鷹司關白を始め、宮家といへども疑ひのあるものは、悉く参朝を差止めて御所の四方の設けられた御門を閉ぢ、夫々に固めをつける準備が出来ると同時に、毛利讃岐守以下の御門内へ立入る事を差止めて了つた。

中川宮は近衛二條徳大寺等の溫和派の公卿を集めて、大和行幸の御中止の事を申聞け、併せて讀上げた御沙汰が

此頃議奏並國事係之輩、長州主張之暴論に従ひ、叡慮にあらせられざることを、御沙汰の由に申候事不少、就中親征行幸等之事に至りては、即今未だ其機會來らずと思召候を矯めて、叡慮之趣に施行候段、逆鱗不少、攘夷の叡慮は動き給はざるも行幸は暫く御延引被遊候、一体右様過激疎暴之所業あるは、全く議奏並に國事係之輩、長州の容易ならざる企に同意し、聖上へ迫り奉り候は不忠之至りに付、三條中納言始め追て御取調相成べく先禁足他人面會被止候

といふのであつたが、此文意に依つて見ると、全く大和行幸の詔勅は偽つた事になつて、自然之に盡力をした三條中納言其他の人には、重い罪が加へられる事になるのである、従つて長州藩も自然其罪に連座する事になるのは勿論の事だ。

夫と當時に廣幡大納言、徳大寺中納言、三條中納言、飛鳥井中納言、野宮宰相中將、三條西中納言

東久世少納言、川緒少將、橋本中將、豊岡大藏卿、萬里小路權中將、滋野井中將、東園中將、鳥丸侍従、正親町少將、四條侍従、壬生修理權大夫、錦小路右馬頭、澤主水正等の公卿に對しては、以思召参内並他人面會無用之旨、被仰候仍申入候也

といふ御沙汰が下つた、然れば此御沙汰を受けた、公卿一同の驚きといふものは一方でなかつた、が中にも野宮宰相中將は、如何にも此御沙汰を受けるのは、其意を得ぬ事であるといふので、逸早くも御所へ駆付けやうとして、途中まで來ると、會薩の兵に遮られて、一步も進む事が出来ない、野宮宰相非常に憤慨して

「恐れ多くも聖上を守護し奉るは、我々の務めである、汝等は何故に我入門を拒むのであるか」といふて、門を開かせやうと仕たけれども、勅命の外は如何なるものといへども、御門に入る事は許さぬといふので、止む事を得ないから、齒軋りをして野宮宰相は邸へ歸つて了つた、彼是夜明方になると、堺町御門守衛の長州藩の陣屋へ、鳥山三河介が會津藩の大野英馬を差添としてやつて來た、人數頭天野甚太郎といふものを呼出して

「堺町御門守衛の儀は、思召を以て只今より免せられた、追つて何分の御沙汰あるまでは、邸に引揚げて待受るやうとの勅命であるに依て、左様心得ろ」と嚴かに申渡したので、勅命の一言に對して、天野も如何ともする事が出来ないが、遠に人數頭を

勤めるだけあつて、

「御沙汰の次第容易ならざる儀と考へまするが、只今は重役の者詰合つて居りませぬに依て、輕々しく御沙汰を奉ずるといふ譯にはなりませぬから、重役の者が参りまするまで、暫らく御猶豫を願ひまする」

とピツタリ断つて、直に兵を引上げなかつたのは、流石であつた。

桂を初め、毛利家の人々は、更に斯ういふ大變が一晩の中に生じたといふことは少しも知らなかつた、只御所の方面に當つて、暮りに混雜が出来て居るやうであるから、多少の疑念は袂したが、まだ油断は仕て居たのであつた、處へ人數頭の天野から委細の報告があつたから、桂は思はず太い息を洩して

「失錯タツ」

と叫んだ。

七

毛利證岐守、吉川監物、益田右衛門介、桂小五郎等は俄に支度を調べ、藩士を率ゐて堺町御門に附ける、人數頭の天野が、委細の報告を仕たので、事情は略相分つた、何れにしても唐門初め、各

門の固のは夫々手配も付いて居るやうであつて、此儘に進むといふ事は出来ぬ、取敢ず鷹司關白の邸へ乗込んで来て見ると、鷹司卿はまだ邸に居られた、昨夜來の出來事に付いて、漸々質問を起したが、更に要領を得ない、而已ならず宮中の御變革を始め、勅命の如きも更に鷹司卿は興り知らぬといふ事であるから、如何ともする事が出来ない、折柄三條中納言も駆付けて来て、只事の餘りに急なるに驚ろいて、狼狽するばかりで、何と善後の策も出ない様子である、桂は三條を別室へ引入れて

「全體何とした事で御座るか、少しは聞き込みになつた事も御座るか」

「いや何も知らぬ、只夜明方に一發の砲聲を聞いて、不思議な思をして居た處へ、朝廷の御沙汰として、参内を差止められ、他人に面會仕てはならぬといふのであるに依て、其次第を承はらうとして、只今御所へ走せ参じた所、會津の兵が嚴重に詰合つて居て、何うしても入門を許さない據なく此所へ引揚げた所であるが、さて此上は何としたものであらうか」

關白も知らないといふし、三條も斯ういふ事をいふて居るのであるから、遠の桂も、今は施すに術もなく、只暫らくは成行を見るときいふの他はなかつた

所へ、柳原中納言前光が勅使として鷹司關白を迎へに來たので、關白は倉皇支度をして、柳原の執成で参内する事になつた、其時に下つた勅命は

夷狄御親征之儀、未だ其機會に無之歎慮に候處、矯宸慮御汰汰之趣、施行相成候段、全く思召に不被爲在尤も於攘夷は歎慮少しも不被爲替候へ共、行幸は暫く御延引被仰出候事  
といふのであつたが、此勅命は兎に角お受けをして、さあ鷹司は昨夜來の凶變に付いて、疑の點を二三申述べて

「兎に角斯る場合に、三條中納言を御前へ召出し、一應の糺問を遊ばした後に、兎角の御處置があつて然るべきものと考へられる、一度の糺問もせずして罰するといふ事は、チト穩かならぬ」  
といふ意味の事を縷々申上げた、之には近衛左大臣も同じ意見であつて、大分議論が烈しくなつて來たが、昨夜來參内して居た諸侯も多くあるのであるに依つて、其意見を訊ねて見やうといふ事になつた、時に會津侯は

「鷹司 關白殿の仰せは、一應御尤ものやうではあるが、今更夫を調べ立をする必要はなからうと思ふ、假令其の必要があるとしても、今は其時でなからうと考へるから、追ての事に致したら宜らう」  
といふ意見であつた、松平相模守其他の諸侯も、會津侯と大同小異の意見で、結局聖上にお伺ひをするといふ事になつたが、聖上の御沙汰も會津侯の意見に従へとのことであつたから、三條中納言はお召にならぬ事に決した。

さて、鷹司殿邸内には、長州藩士を初め、浪士の面々が、孰れも戦支度で詰掛けて居る、何分にも人

數が多いので、仕舞には門前にまで溢れる位であつて、今にも會薩二藩の守つて居る方面へ向つて、押出しさうな様子があるから、二藩に於ても應戰の出来るやうに夫々に支度を整へて、互ひに睨み合ふ事になつた、然るに長州勢は既に其大半が鷹司の邸外に陣を取り、三列になつて控へた、眞先には數門の大砲を列べ、槍は悉く鞘拂ひをして、今にも發砲すると同時に、切込むが如き有様である、於是薩藩より使者を出して懸合ふ事になつた。

「何故に御所間近き御門内に於て、陣を張りて宮闕を騒がし奉るか」  
といふて、詰問をする長洲の連中は口々に答へて

「鷹司 關白殿お出迎ひの爲めに控へて居るのだ」  
と言ふ。

「仰せではあるが、既に長州藩士は御門内に居る事を差止められて居る、此勅命に對しても、門外に居るならば格別、斯門内に整列せられるといふは、穩かならぬ」  
と、漸々懸合に及んだけれども、其詰問に怯んで、引揚げるやうな連中でないから、今にも戦端を開かうといふ、此危機一髪の場合を早くも御所内に通報仕たものがあるので、公卿堂上方の驚ろき一方ならず、當時長州の兵士は三萬人もあると聞いて居るので、若其多數の兵力を以て押寄せられたならば、何としたものであらうといふやうな、弱い議論も出て來て、兎に角之に反抗すべき會津の兵は幾

らあるか、聞いて見やうといふ事になつた、肥後守は此質問に對して  
『千八百人位の兵士は詰て居ります』  
と答へた、さあ一同は益々弱つた、三萬人に對して千八百人、餘りに人數が少い、之は何と仕たもので  
あらうかと、其狼狽は、一通でなかつた、甚しきに至つては龍駕をお移し申さうなど、いふ、秘密の  
相談などをする者もあつたが、此時聖上に於かかれては、徐に臂突にお寄り遊ばして、謠を謠ふて  
おいで遊ばしたといふ、其大膽な事お覺悟のほどを伺つて、初めて一同は胸を撫下ろしたといふやう  
な事もあつたのである。

八

何處の國にもある事だが、政治の上で大綱が起つて、上下の分さへ明かでないやうな、暗黒の時代  
には、上意の如きも一貫せず、其の間に種々取沙汰も交つて、正邪曲直さへも、明らかでない事に  
なるものである、會津と薩摩が何れほどに強藩であるにしても、今現に率ゐて居る兵力には限りがあ  
る、假令長州は孤立であらうとも、其藩兵は容易ならぬ數に上つて居るし、之を率ゆるものも、何れ  
劣らぬ強者ばかりであるから、彌よ開戦といふやうな曉になつて、勝負の數も知る事が出来ないとい  
ふやうな事は一番氣の弱い公卿の頭を刺撃して、口には強い事をいふて居ても、實は胴慄をして居る

位なものであつた、乃で榊原中納言前光が勅使として長州邸へ臨み、勅命を傳へて、一時長州藩士を  
宥めるといふ事になつて、先づ取敢ず、鷹司邸に詰て居る長州兵を引揚げさせやうといふ事になつて  
關白の名を以て斯ういふ書面を送り、届けた。

攘夷一件は、長州處置叡威の御事に候、精々御依頼被爲在候、但數多の藩士中心得違之者有之候て  
は、如何故、厚く鎮撫有之様唯今以勅使被仰下間心得違無之様候事

恰度關白邸に詰合つて居た毛利讃岐、吉川監物、益田右衛門介、桂小五郎は之に答へて

「御沙汰の趣き一々御道理では御座るが、此場合一步も當所を立退くといふ事は、聊か當惑いたす、  
又武士の面目として此儘にはムザ」と引揚げる譯にはなりませんね」

とキツパリ答へたので、據なく勅命は其場に於て傳へるといふ事になつた。

攘夷御親征の儀、兼て叡慮被爲在候へ共、行幸等之儀に付疎暴之處置有之候段御取調被爲在候、攘  
夷之儀者何國迄も叡慮確乎被爲在候事故、於長州も益々盡力可有之候、是迄長州効力於朝家候  
に付、人心も振興候事、爾後御依頼に思召候間、忠節可相盡候、藩中多人數之事故、加鎮撫決て  
心得違無之様益勤王可竭力旨被仰出事

榊原 卿は此御沙汰を傳へて、猶萬一にも 聖上の御主旨を誤り、疎暴の振舞をするやうなものが  
あつて、夫よりひいて御所間近き處に、騷擾を引起すやうな事があつては、上に對して誠に相濟まぬ

次第であるに依つて、此際一時此の御沙汰に従ふて、一同藩邸へ引揚げるやうにといふので、懇々説諭があつた、讃岐守も今は拒むに由なく、一時其お受けをする事になつた、と同時に三條中納言以下の御處分に付て、一通の歎願書を榊原勅使の手許まで差出し、然るべく聖上にお執成を願つた末に、猶薩摩會津の兵士等が、戦争の支度を整へて大砲を我藩兵に向たといふ事は、甚だ怪しからぬ事であるに依つて、之に對する相當の御處置を願ひたいといふ事を申し出た、榊原は、飽までも事の穩かになるのを望んだので、取敢ず會薩二藩の兵に對しては、大砲の筒先を他の方へ向けるやうにと、其場に於て命じたので、夫を見ると毛利藩士も、關白邸を引拂つて、徐々と河原町の邸へ引揚げる事になつた。

長州藩士が引揚げたから、直ぐに其跡へ淀藩の兵士が代つて堺町の固めを一時する事になつた、勅使は此顛末を見届けて御所へ立歸つたのである。

話題一轉御所に於ては、餘りに榊原勅使の歸りが遅いので、非常に心配を初めた、其歸りの遅いの、前にもいふ如き臨時の問題が起きて、會薩の兵士に、大砲の筒先を向け直せなどいふ、滑稽な演劇を打つて居たから夫で後れたのであつた、雖然御所の方では夫を知らないから、心配をしたのも無理はない、於是上杉彈正大弼が命を被つて長州兵に説諭を加へて、榊原を迎へて歸るといふ事になつて、今しも上杉侯が御所を出やうとした所へ、榊原勅使は漸うに歸つて來られた、始終の顛末

を聞いて一同もホツと息を吐いて胸を撫下すといふやうな譯であつた、されば充分に準備をして長州藩へ不意打を喰したのであるけれども、若此場合に長州勢が腰を据えて談判に掛つたら、或は此時に一度は盛返しがつかぬとも言へなかつた、夫は詰り朝廷の方針が決つたやうであつて、實はぐら付て居たからである、然し長州藩として見ると、其所までグツと押詰めて、萬一敗を取やうな事があれば、即ち朝敵の汚名を被らなければならぬから、讃岐にしても又監物にしても、參謀の桂、益田の考へにしても、其所まで詰て押付るといふ事は出来なかつたので、空しく引揚げる事になつたのである。

(三三) 七 卿 落

昔からの諺に、油断は大敵といふことがある、之は何れの場合にも服膺すべき金言であつて、殊に人が順境に居る時は此金言を忘れてはならないのだ、長州藩がトン／＼拍子に上つて、登り詰めた文久三年の當時は、此の上もない順境であつたのであるから、其場合に兜の緒を締めて、うむと腰を落着けて掛つたらば、確かに天下の事は定つたに違ひない、然るに餘り調子づいて、やり過た上に驕慢の心が生じて居た、其隙に乗せられたので、失敗も亦甚しかつたのであつた、其責任の大部分は桂小五郎に歸するの外はないのである、毛利讃岐守、吉川監物は居ただけけれども、切ての立働

は桂が引受けて居たのであるから、どうしても當面の責任は通れる事は出来なかつたのである。  
 未だ鷹司邸を退かずに、今にも會薩二藩の兵と衝突が起さうで、頻りにごたつて居た、所へ三條  
 卿の他に國事係の公卿が漸次と走付けて来た、假令失敗しても、武士には又武士だけの覺悟はあつて  
 いざとなれば、際どい所まで一揉みに、揉み付ける位の決心は出来て居たのだが、然し公卿の連中は豈  
 夫に然うは行かない、一二強い人もあつたらうが、總てが然うといふ譯にはならなかつた、桂の獨り  
 苦心したのは其點であつた、殊更に勅使が使命を齎らして来て、是非此場を立退いてくれといふ、  
 而已ならず其勅命の中にも、長州藩が今日まで攘夷に付ての働きは立派なもので、此上も尙朝廷は長  
 州藩に依つて攘夷の前途を果さうといふのお考へがあるといふ、意味の事を傳へられて見ると、飽ま  
 でも臂を突張つて鷹司邸を城として一戦ひ挑うといふ譯にも行かない、更に如何なる方法を執るまでも  
 一時は此處を引揚げるといふ事になつたのである、が、借何處へ引揚げるか、之が又一問題になつて  
 大分ごたついた末に兎に角妙法院まで引揚げて、今後の相談を遂げやうといふ事になつた、妙法院は  
 稀世の英雄豊太閤を祀つてある、阿彌陀ヶ峰の麓にあつて、大佛の妙法院といへば、天下に響いた寺  
 である、其時は恰も無任であつたから、豫て土州藩が藩士を寄宿させる爲に借りて居るのだ、乃で妙  
 法院へ引揚げるといふ事に決めたのである。  
 借引揚げるにしても、何しろ人数が多いのであるから、相當に組を作つて行かなければ、途中の混

雜が思ひやられる、萬一御所の御門を離れてから、會薩二藩に追討を掛けられるやうな事があつては  
 それこそ一大事であるから、其場合には充分に對手の出来るやうにして置かなければならぬ、三條以  
 下の公卿も其内に加はつて居るのであるから、之を守るだけの組織がなければならぬのだ、於是  
 充分の陣立を仕て引揚げる事になつた、第一番は毛利譜岐守、第二番が吉川監物、第三番は三條實美  
 四條隆誥、東久世道禧、壬生基修、錦小路頼徳、澤宣嘉、豊岡隨資、滋井實在、東園基敬、烏丸光  
 徳等の公卿を親兵が取巻て行く、第四番は毛利本家の藩士が加はつて來島又兵衛、村田次郎三郎、久  
 阪義助、佐々木男也、中村九郎、山田亦助、宮部鼎藏、土方楠左衛門、眞木和泉、寺島忠三郎、益田  
 右衛門介、桂小五等を初めとして、總勢二千七百有餘、槍薙刀は悉く鞘拂ひに及び、數門の大砲を  
 引いて、正々堂々と妙法院へ引揚げて來た、何しろ俄の出來事として市中の混雜は一通りでない、遠に氣  
 の長い、おつりとして、居る京都人でも此時ばかりは大分周章狼狽で、荷物を運ぶやら、女子供を在  
 所へ逃がすやらで、その混雜は非常であつた、其中を此同勢で押廻したのだから、一層騒ぎは甚くな  
 つたのである。  
 妙法院の四方に五ヶ所の門があるから夫々に受持を決て、之を守る事になつた相當の資格あるもの  
 だけが、大廣間へ集まつて、之から相談に掛らうといふのである、桂は流石に此度の變を以て、自分  
 の責任と思ふて居るから、茲に引揚げるまでには、既う今後の事に付ての考へは決つて居たのである、

三三  
兎に角一同の様子を見るのに、如何にも意気が盛んで、何んな事でもやり兼ねない様子が見えるから、斯ういふ場合には充分に沈着して、飽までも熟議を凝して、徐に策を立てるのが第一である、一旦の怒りに乗じて、軽卒な事は出来ない、猶此上に失敗を重ねて、再び起つ事の出来ないやうにでもなつては、夫こそ毛利家の存亡に、關する次第であると、先づ別室に於て下相談を決てから、一同の意見も聞かうといふ事になつて、毛利讃岐、吉川監物を初め、重立たる者だけは別室に入つて熟議を凝す事になつた。

二

慶長五年に毛利家が關ヶ原の一戦に敗れ、其領地の中から九ヶ國を削られて、僅かに長防二州にせばめられた時、吉川廣家に、周防の岩國、六萬石を裂いて與へた、其末が即ち此監物である、詰り毛利家の分家であるから、徳川から見れば、諸侯の列としてはないのである、雖然吉川家に對しては、特に諸侯としての取扱ひがあつたのだ、毛利讃岐守も仍且清末の城主として分家の中であつたから、まあ此二人が居れば、何につけても事は決まるのである、殊に吉川は事理に通じた、極く決斷のあつた人であるから、桂は何事も此侯に相談して居たのである。  
眞木和泉守は、席の定まるのを待つて、徐に發言して曰く

「此度の一條は、只奇怪千萬といふの他はない、今日迄我々が盡したる事も、此一條に依つて、水の泡となつたのは、如何にも心外千萬である、無論今日の事たるや、眞の朝廷の思召に非ずして、會薩二藩を初め、聖上の左右に従ふ職臣共の計らうた事に相違ない、此上は各自決死の覺悟を以て、再び御所に引返して會薩二藩の兵士を初め、妨げする者を片端より討倒し、君側の奸を除き、以て天下のお爲を計らねばならぬ、幸ひ聞く所に依れば中山侍從忠光卿は、大和五條に旗揚を爲して、既に代官鈴木源内一族を倒し、其勢ひ隆々として旭の如く、四方の有志は群がり來つて、中山卿を助けて居るといふ事である、此場合に我々が夫と相應じて、彌兵を擧たとなつたらば、近畿を初め中國筋の諸侯又は有志にして相應する者も少くならう、只憾むらくは此地平坦にして戦ひを開くに妙ならず、結局は楠公の故智に倣ふて河内國金剛山に本陣を構へ、山陰山陽の兵と、互ひに相應じて攻むる時は、必ず大勝利を得る事疑ひない、併し夫を爲すには取敢ず之より御所へ押寄せて、一合戦して、我々の武勇の程を彼等に示して置かなければ相成るまい」

と火を吐くばかりの激しい議論で、實に胸のすくやうな勇ましい此の説を聞いては、逸男の面々何れも血を沸さるはなく、久阪玄瑞はジツと席の中央へ進み出た。  
此久阪は吉田松陰の門人の一人で、高杉晋作と相並んで評判の人であつた、殊に前にも一寸言ふて置いたが、攘夷討幕に付いては最も熱心なる主唱者であつただけに、其鼻息も又甚かつた、眞木和泉

の議論が、随分烈しかったけれど、久阪の説は一層激しいものであつた、要するに金剛山に引揚げる  
といふ事には反対であつて、攝津の摩耶山に引揚げ、微を四方に飛ばして有志を集め、浪人を招き、  
辯舌の巧みなものを出して、關西の諸侯を説き、山陰山陽の兩道を手に入れて争ふたならば、會薩二  
藩を初め、其一味の者を塵殺に仕て、再び都を手に入れる事は瞬く間であらうといふ説であつた、  
夫から夫と漸次意見を述べる者は、孰れも大同小異で、最早大體の方針が戦争をする事に決つて居る  
やうに考へて説を立てる、到底此場合に穩かな説などを唱へた所で行はれさうでもない、桂は平生から  
斯ういふ連中を扱ひつけて、幾分か馴ても居るから、言はせるだけ言はせて、大抵氣餒も吐き盡した  
頃に押へ付やうといふ考へで、ジツと一同の説を聴て居た。

其内説も吐き盡したやうであるから、桂は徐に席を進めて

「さて各々の御高説は一々御道理千萬、然り乍ら此際には、深く考へ、遠く慮つて、此失敗を  
再びせぬやうに努めなければならぬ、兎に角會薩二藩は巧に朝議を翻し、今日の變を起したのであ  
るから假令朝廷の思召は如何あらうとも、表面に於ては御沙汰を稱して、何事も切盛をするだけの位  
置になつて居るのである、若我々が徒らに戦ひを挑めば、直に朝敵の汚名を被らなければならぬ、左  
様相成つては理を以て非に終るの譬で、今後我々に味方をいたす考へがあるものも、自然この足を踏  
んで躊躇するやうにならうも知れぬ、兎に角此際には、努めて憤りを忍び、他日の再舉を策す

のが第一であらうと存する、夫に付て清末、岩國兩侯も斯く御列席になつて居る事であるし、先以て  
兩侯の思召しも伺ひ、然る後に我々の考へも申述べ、左様いたして事を決するのが肝要であらうと存  
するが、各々のお考へは如何であらうか」  
一同の眼の色が變つて、甚い意氣組であるが、然し斯う桂に言はれれば、兩侯へ對する幾分の遠慮も  
あり、又桂のいふ所にも一理あるから、夫は成らぬといふて、反對する事も出来ない、夫で一應兩侯  
の御意中を伺ふといふ事になつた。

三

桂は吉川侯に向つて

「さてお聞及びの如く、一同に於ても 御兩侯の思召を伺つた上で、事を決するとの事で御座ります  
から、何卒思召のある所を伺ひ度う存じまする」  
之を聞いて吉川は讃岐に何か囁いて居たが、聽て一搖座を進めて一座をズーツと見廻した、遠に水

を打つたやうにシーンとなる。

「今日の大變に付ては、全く我々兩人の油断より斯く相成つたる次第であつて、何とも面目次第もな  
い事であるが、然し事の成行は已むを得ない、此上は見苦しからざる處置を取るといふの他はあるま



い、各々の決心も然る事乍ら、最前傳へられた勅命に依つて見ても、我藩が今日までの誠意は、朝廷に於ても充分認めになつて居る上に、猶今後とも攘夷の一條に付いては、我藩を頼りに遊ばすの旨を圖つて見ると、只屑く心の儘に事を爲すといふ次第にも相成るまい、今日の事は今日決しなればをらぬといふ次第もなからうと思ふ、依て此場合には、一時快よく國許へ引揚げ、然る後充分に心を盡し時を待つて、再舉の策を爲すといふのが至當であらう、一旦の怒りに乗じて、無謀の舉を爲すは、深く慎まなければならぬと思ふ』

讃岐守も席を進んで、同じ意味の事を一同に傳へた、飽までも戦ひと覺悟して居た一同が之を聞いて案外の感に打たれて、頗る不平の様子であつたが、併し先を争ふて夫を非難するといふ者もなかつた、桂は頭合を見て之も一同を慰めるやうな事をいふ、中には前から此意見であつたが、一同の鼻息が荒いので、知らず／＼夫に引込まれて了つて、今此説を聞いて見ると、俄に夫に同意をする者も出来て来た、彼は思案の末に、その意見に基いて一時國許へ引揚げるといふ事に決した。

倅然うなつて見ると、別室に控へて居る三條以下の公卿に對して、之を何うするかといふ事が来る、其の交渉は一切桂に任せるといふ事になつて、桂は別室へ入つて来た、公卿の方では、何ういふ風に相談が纏まるかと、荐に心配で堪らないから、立つ居つして氣を揉んで居る處へ桂が入つて来たから、一同席を改めて、ジツと桂の方を見詰めた、時に桂は今までの經過を詳しく物語つて、

「さて一同の評議は斯く相成りましたが、夫に付て諸卿の思召しも伺ひ、諸卿の爲めにも又我々出来る限りのお計らひを致さうと存するが、思召は如何でありませうか」

言葉の終るか終らざる中に、三條中納言席を進んで  
「此儘に都を離れて國許へ引揚げるとは、如何にも腑甲斐なき致方と考へる、今日の有様に付て思ふに、朝廷の御内事も容易ならざる儀と拜察いたす、我等臣下の分として、此儘に都を捨るといふ事は如何に仕ても出来ませぬ」

と決心の色を現はして、キツパリ言切つた、夫を桂は徐に宥めて、だん／＼話込んだので、遂には三條始の、強い意見を以て居たものも、漸やう桂の言葉に従ふ事になつたが、茲に一つの難問は、然るると公卿の中には、此儘邸へ引揚げるといふ者もあり、又長州へ共々に引揚るといふものもある、其議論は二つに岐つて、大分激しい争ひもあつたが、結局各々の心任せにするといふ事になつた、長州へ落て行くといふ側の人には三條、錦小路、西三條、澤、壬生、東久世、四條の七卿で、飽までも長州藩と死生を共にして、再舉の策を講ずるといふのであつた、之を桂に相談仕たので、一時桂も當惑した、といふのは、七卿に對して未だ何ういふ處置をとられるかといふことが、朝廷でも決つて居らな

が出来ないのであるから、此七卿を伴れて行くといふ事は、甚だ心苦しかつたのである、若此儘に七卿が立退いて了へば、朝廷の御沙汰も待たずして、随意に他國へ走つたといふ點で、他日の嚴罰は思ひやられる、従つて長州藩にも其罰は引いて來るのだ、然ればとて此際に之を斷るといふ事もならない、夫に付て、又々吉川毛利の兩侯と、別室に於て熟議を遂げた上で、何うも致方がないから、此場合になつては見捨て去るといふに忍びないし、又今後再舉の策を講ずるにしても、七卿の居られた方が、却て都合の好い事もあるといふ事に相談は一決して、彌七卿を伴ふといふ事になつた。

四

彌長州へ引揚るといふ事が決ると、桂は更に吉川毛利の兩侯と別室に移つて、桂は聲をひそめて兩侯に

「一同が立退いた後に一人京都へ止まつて、後の計畫を立てる意だ」

といふ事を述べたから、之には兩侯も驚いて、荐りに其危きを氣遣つて引止めたけれども、桂は更に肯かなかつた。

今後如何なる策を立てるに仕ても、京都の事情を盡して柔げなければ、いざといふ時に急所を打つ事が出来ない、殊更に此度の變事は、自分の失策から起つた事であるに依つて、是非此盛返しは自分

に於てつけなければならぬ、夫に付ては充分の成策も立つて居るゆゑ、決して御心配下さらぬやうに願ひたす」

と荐りに自分が殘る事の必要を述べたが、猶兩侯は危んで

「其精神は如何にも立派な事ではあるが、併し我藩に於て、最も幕府が目を付けて居るのが其方である、殊には新徴組といふ恐ろしいものも居るのであるから、如何なる災厄がめぐり來るかも知れない之等の點に付ても深く考へなければならぬと思ふ、今此場合に必ず引返さねばならぬといふ事もなからう、猶考へて見たら何うぢや」

「思召の程は實に有難うはござりまするが、然し既に斯覺悟を致しました以上、是非お許しを願ひたい自分の幕府方より目指され居ります事も、豫ての覺悟で御座りますから、充分に注意を致して、再び京都へお迎へ申すべき時を造る覺悟でありますれば、押して此儀はお許しを願度う存じます」

之までに決心を仕て言ふものを、是以上猶止める事もならず、殊には自分の用事といふのではなし、此度の事に付て、獨其責任を負ふて盛返しを付けやうといふのであるから、勿論悪い事ではない、只幕府の方で注意が甚だしいから、萬一の場合を、慮つて言ふのだが、斯まで堅くつて動かないのは、何か見込を立てた事があるのであらうと思つて、遂に許す事になつた、然し此事は一切秘密であつて、桂は飽までもお供の中に加つて引揚る体を装ふて、味方の者にも努めて洩さぬやうに仕た、現

に七卿ですら之を知らなかつた位である、幸ひ前夜から雨が催して、此日は午後になつて大分烈しく降出して来た、然れば立退く人々は何れも雨装束を身に纏ふて居る、といふのが、姿を晦ます爲には結句仕合せであつた、尤も伏見までは七卿見送りとして、一同隨て行つたが、其内から更に引返して来た者も少くはなかつた、品川彌二郎、山田市之丞、久阪義助、野村和作なども桂と前後して引返して来たのであつた。

七卿のお附の武士には 川村能登守、丹羽和泉守、森寺大和守、宮原主税、太田司馬、戸田雅樂、田村主計等の人々であつた、其他に親兵の指圖役位を仕て居た者も加はつて、之は七卿の警衛として共に落ちて行く事になつた、其内には土方楠左衛門も居たのである。

昨日までは御所のお務を仕て、高位高官の身分として、諸人の尊敬淺からず、笏の他には重い物も持たなかつた身上も今日は衣服も改め、鬘も結直し、笠笠に身を躰し素足に草鞋掛といふ有様で、折柄の雨を冒して落ちて行く、七卿の心の中は、實に思ひやられる事であつた。

今年の十月には、京都に於て其紀念會が開かれるといふ事であるが、文久の昔にあつた七卿の長州落といふ事件の顛末は、之で概略述べた次第である。却説件事變に付いて、洛中洛外の混雜は一通りでなかつた、人心も何となくざわ立ち、今にも兵亂が起きさうな騒ぎで、悪い奴は其間に出没して、良民を苦めるといふやうな状態があつたから、町奉行は各辻々へ斯ういふ揭示を立たしたのであつた。

此節種々浮説等も有之に付ては自然右等に泥み市中の者共漫りに立騒ぎ候儀無之様、町役人共専ら其業を取納め火之用心猶更入念候様可致候事

同時に新選組の連中を市中巡邏の役として、良民を保護する爲に警戒させたのであるが、後には此新選組に依て、却て良民が苦められた事なども出来たのである、新選組の市中見巡に付ては、同町奉行から斯ういふ揭示があつた。

松平肥後守預り浪士新選組市中晝夜とも見巡り候様肥後守殿より被仰候様爲心得相達し置候様仰被渡候事

之で幾分か市中の者は安心を仕て、業に安んずるやうになつたのである。然るに此政變に付ては、荐りに悪い噂が立つて、動ともすると朝廷の御眞意も誤らうとするやうな點があるので、夫に付ては何とか仕て、確乎たる御沙汰を下さなければならぬといふ事になつて

是迄は彼是真偽不分明の儀も有之候得共、更に十八日以後申出候儀は、眞實の叡慮に候間此邊諸藩一同心得違無之様候事

此御沙汰に依て見ると、十八日以前の事は、眞偽不分明であつたから、今日只今よりの眞實と心得ろといふ、斯ういふ御沙汰になる、今から考へると實に面白い事もあつたのだ。

(二三) 新選組

文久三年春に將軍の家茂が上洛するに付いて、其前に會津中將が入京して來た、其時に率ゐて來たのが新選組といふのであつた、夫が更に一變し新選組となつたのである、其經過に付いて極簡単に新選組の由來なるものを説いて置きたいと思ふ。

出羽の庄内から出た人で、清川八郎といふものがあつた、此人は千葉周作の門に學んで劍法も頗る強かつたが、然し學問の優れた人で、文章なども却々巧であつた、現に潜中紀事といふ漢文體に書いた、日誌やうの物が遺つて居るが、夫を讀んで見ても、當時の浪士としては、先づ文字のあつた方であらうと思ふ、之が極端な勤王討論論者で、夫が爲には九州各地を巡歴して、薩摩にまで入つて、大いに討論論を鼓吹して來たものである、従つて眞木和泉、平野次郎なども深い交はりがあつた人であるが、遂に幕府の嫌疑を惹いて、今日の言葉でいふと、注意人物として檢査されるやうな身分になつて了つた、乃て清川は密に考へるのに、此儘空しく幕府の手に罹つて倒れるといふ事は、如何にも心外な譯であるから、何うかして之を逃れたいものである、といふ考へを起して、折柄江戸詰になつて居た松平春岳へ對して、急務三策と題する一篇の建白をした、其文意の大意は

第一が攘夷を行ふといふ事は、今に於ての急務であるといふ事、第二が此際に於て幕府は、大いに

國事の爲に罪を得た者に對して寛大の處置を取る事、第三が身分を問はずして一藝一能に秀た者を引上げて、一隊を組織し、萬一の變に備へる事

といふやうな事を建白した、之に依つて見ると、如何にも清川は幕府の爲に働くといふやうな意味にもとれて、併せて寛大な取扱となれば、自分も注意を解ける事になる、随分虫の良い仕方ではあつたが、然し其文章も主旨も誠に良く出来て居たので、春岳侯が甚く氣に入つて了つた、乃て漸次老中方とも相談の上で、遂に新選組が組織される事になつた。

斯ういふ次第で出來たものであるから老中の板倉周防守は總裁で、松平上總介が總取締、其下に村て監督をする役になつたのが高橋伊豆守(泥舟)、中條金之助、杉原庄一郎、池田十郎、山岡鐵太郎、佐佐木只三郎、松岡萬、高久範之助、速見又四郎等の歷々であつた、近藤勇は餘程後れてから入つて來たのであるが、其頃有名な劍客、近藤周齋の養子であつて、出生は多摩郡石田村といふ所の、百姓の家から出たのだが、膽玉の太いと、腕の出來る所から周齋の養子に貰はれて、近藤勇の名は却々高かつたのである、土方歳三も同じ多摩郡の出身で、其關係から仍且組に入つて來た小南敬助、沖田總司、藤堂平助、齋藤一、井上源三郎、大月銀藏、沖田森太郎などといふ、一騎當千の強者が追々に加はつて來る、殊に徳永大和、石阪周造、村上俊五郎、芹澤鷗、常見一郎、岡田盟齋、大内志津馬、齋藤源十郎、松澤良作、山本仙之助、村上常右衛門、新見錦等の人も、仲間に入つて來て、茲に新選

組なるものは、幕末の歴史を賑したほどの、えらいものになつて了つた、然し其發意者とも言ふべき清川八郎が、何處までも客員の格で、何の役も引受ずして、隠然其隊に重きを成して居た所などは、清川も却々偉い所があつた。

其後一度新徴組が解散する事になつて高橋、山岡始め、純粹の幕臣から加はつて居るものは、多く江戸へ歸る事になつた、其時に清川も共に江戸へ歸つて來たが、何となく同志の間にも疑ひを受けて、遂に清川は赤羽橋の傍に於て暗殺をされて了つた、之は無論幕府のお爲になるが如く見せ掛て、其實は幕府に害を爲すものであるといふ見込を付られて斬られたのである。

此一例が江戸へ歸つてから、跡へ残つた者だけが更に隊を組んで、名も新選組と改めたのである、水戸の浪人、木村繼次といふものが變名して芹澤鷗と名乗居たのだ、此奴却々の強者で、常に三百匁の重量のある鐵扇を持つて歩いたといふ、腕力自慢の者であつたが、又實際新選組中に於ても、一騎討で尋常の勝負で、之に勝つといふ者は居なかつたのである、殊に應接なども却々巧で、何事につけても立派な働きの出來るものであつたが、只惜し事には品行が修まらず、酒色に荒んで、或は人の妻を奪ひ、或は良家の處女を犯し、妾なども四人五人と極めてあるにも拘はらず、猶何所の遊里へ行つても、馴染の女があるといふやうな工合で、随分不正不義の働きを仕たものであつた、夫を近藤士方が窃に計つて、欺討にして了つたから、此に近藤が初めて新選組の首領といふ事になつたのである。

る。

(二四) 桂の暗中飛躍

幕末の時代には随分珍らしい話が澤山ある、時代違ひの今日から思ふと、豈夫に其様事はあるまいと云うやふな事が數多くあつた、今日のやうな明ても暮てもせい／＼と言つて、税金で咽喉を締るやうな事を仕て居る時代には、殆んど人間のする仕事は一つとして、租税の負擔を運れて居る者はなからうが、舊幕の時代には、然ら無暗に税金などを出さなかつたものだ、税金を出さなかつたといふ事が、人間の幸福とは言へないが、然し免税されて居たものは多くあつたのだ、永い間の銷國主義で、他の國の者とは交際を仕なして居た爲でもあらうが、其時代には珍らしい商業があつて、殊に今になつて思ふと實に莫迦々々しいほど面白い事がある、人間を殺す事を商賣にして居たものがあつた、まあ今日の犬殺しみたやうなものだ、一口に謂へば暗殺受負業といふやうなものがあつて、人に頼まれれば、何の理由もなく、又事情も構はず、ズバズバ斬るといふ恐ろしい商賣を仕て居たものが澤山にあつた、新選組などは正に其一つである、此連中の手に罹つて死んだものばかり却々少くない、明治の今日になれば、暗殺受負合名會社ともいふのだらう、近藤が専務取締役で、士方が支配人といふ格であつた、大株主は會津中將、桑名越中守、其他老中一同なんといふやうな譯で、苟くも幕府の不爲になるやうなもの

があれば、ドシ／＼命令して斬らしたものである、斬た度毎に、若干づゝの褒美を貰つて豪遊をして居たものだ、然ういふ物騒なものが町廻りをして居る、其中へ歸つて來るのであるから、桂を始め、其他の有志の苦心は又一通りでなかつた。

高倉竹屋町下の處に、今井太郎右衛門といふ人があつた、此人は俳句を能くする所から號を似幽といつた、算術が巧て事務の才幹のあつた人である、毛利家の世臣で、其頃京都の藩邸にお倉番を仕て居たのである、極めて正直な性質で、加ふるに任侠の氣に富て居た、従つて却々能く人の世話も仕たが、然ればとて、夫を恩に被て彼は言ふやうな人ではない、何となく沈着した長者の風のあつた人で、藩邸へ出入する事を憚る者や、幕府から追廻されたものなどは、一時隠家に困ると、此人の家へ來て餘熱を冷して、夫から傍へ轉じたものであつた、邸も左迄狭くはなかつたが、何日も多數の人が居て小さな宿居のやうな形を成して居たのだ、妙法院から引返して來た桂は、無論河原町の邸へ近寄る事が出來ないので、此人の家に潜んで居たのである、品川、山田、久阪、野村等を始め長州藩士の多くは、茲に潜んで居た、桂は多く離座敷の方に居て、日夜今井と膝を突合して、何か荐りに協議を仕て居る、桂が來てから、今井の出入が烈しくなつたのは、無論桂の代りに何か用事を足しに出るのに違ひない品川も山田も、野村も、後には皆大臣になるが、其頃にはまだ一介の書生で、眞の若侍といふに過なかつた、腕も突張り、元氣も好かつたが、桂とは大分段違の身分で、獨久阪だけは、毎も桂

の相談對手で、何うかすると枕を並べて眠る事もあつた、尤も桂にしても、外出して三日も四日も歸らない事があつたのだが、然ういふ時に今井と桂の間の手紙の往復は毎も普通の手紙として受渡しをするのではなかつた、采配の紙へ細かに書て、一枚々々番號を付けて、夫て受渡しを仕たものであるから、誰にしても其采配の紙が手紙になつて居たといふ事には氣が付かなかつた、秘密の事は多く然ういふ調子に、種々な工風をして居たものであつた、桂も、今井には餘程深く許して居たものと見えて、此中て始終日誌を認めて居たが、夫々今井が大切に保存して、九門の戦ひの時に、焼討の難に遭つた時も、現に北野の天満宮の横丁に此花といふ酒を賣出して居た酒造家があつて、何ういふ關係からか、今井が親戚のやうな交際を仕てゐた、此の酒屋へ其日誌を預けて置いた爲に、之が御維新の後

に、世の中へ傳へられた桂の日誌である。  
今井の妻といふのが、亦頗る偉い女で、斯ういふ工合に危険な人物が出入するのを、少しも迷惑がらずに、能く縫針のやうな事にまて氣を付けて、世話を仕て居たものであつた、其代り秘密が外へ洩れる事を怖れたから、雇人は可成減して泊つて居る連中が、多く煮炊の事まで手傳ふといふやうな調子であつて、毎晩入る風呂の如きも、各自が代り合て焚くといふやうな事になつて居た、其内の山田が風呂番になると、焚方が下手であるから毎も湯の沸が遅い、夫を野村や品川が見兼ねて手傳はふとすると、桂が

「決して手傳ひをする事はならぬ、捨置け〜」  
「いや、實は山田が火が燃付かんで困つて居るやうぢやから、手傳つてやらう」  
「夫が各々の修行だから、決して手傳ふ事にならぬ、燃付かんで苦んで居る中に、漸次上手になるんぢや、アハ、ハ、ハ、」

言はれるから手傳はふと思つた者も、手を引いて了ふ、宛然三助の稽古をして居るやうなものだ、尤も山田は後に陸軍中將で司法大臣となつて、名も顯義と改めた時は、立派な人であつたが、風采の甚だ昂らない、色の黒い、軀の小さい、見た所は極めて詰らない人であつた、同志の間では、黒砂糖の凝塊など、綽名を付けて、名前は言はなかつたものだ、其山田が風呂番で苦んで居たなどは、實に面白い話だと思ふ。

山田に然らういふ綽名がある通り、他の者にも皆綽名があつた、野村和作、後の靖がメンコの金時といはれ、桂には竿鈴といふ名があつた、竿鈴とは竿の先に鈴を付けたやうな男だといふ意味から、竿鈴先生と稱したものである、斯ういふ書生々活をして居る間にも、桂の所へ時々一人の美人が訪ねて来て離座敷でヒソ〜話では歸つて行く、之が例も同志の間の問題になつて、其美人が来る度に、桂は一同へ酒や肴を奢らせられて、ワイ〜騒いで居たものであつた、此美人といふのが即ち三本木の幾松で、後に木戸夫人松子と成る人である。

(二五) 木戸夫人の前身

幕末の有志家で、後に偉くなつた連中が、一人として女の關係を有つて居なかつたものはない、尤も偉いといつた所で、要が人間であるから、仍且人のする事はやつたに違ひない、殊に元氣が盛んで酒を呑む事が見榮のやうになつて居る時代には、嘗に其頃の人ばかりではない、今日の者にしても變りはない、今の井上馨が祇園の君尾に足駄を穿いて首ツたけといふやうな事があつた、又山縣有朋が、あゝいふ不景氣な顔を仕て居ながら、呉服屋の娘を見染めて、何でも夫を妻に呉れるといふ事を談判に押掛て脅迫して判頭思ひを遂たといふやうな事もあつた、今日の山縣を見て、如何に若い時分でも、其様事があつたらうとは思へないが、品川にしても、野村にしても、皆夫と大同小異の事があつて、久阪の如きは、殊に多藝多能な人で、酒宴の席では頗ぶるものであつた、久阪の物語などを言交した婦人も多數あつて、此頃でも宜いお婆さんになつた連中に、久阪の物語などを言交したものが多くあるのは、體の良い惚言話を聞いて居るやうなものだ、桂も位置は宜し、金は自由になる處から、随分祇園嶋原と場所は變てこそ居たが、能く浮れ廻つたものである、中にも幾松には屬魂惚込んで、内閣顧問といふ肩書が付いて、名も木戸孝允となつてから、其幾松を令夫人に押立て、今では靈

山に墓を並べて眠つて居るが、此二人の關係に付いては少し詳しい話しを仕て置きたいと思ふ。  
嘉永元年の頃に若州小濱の城主、酒井若狭守の家中に、一寸した騒動があつた、夫は何ういふ事かといふに、奉行の政道が悪かつたといふ所から、百姓一揆が起つた、之は間もなく治まつたけれども、夫が爲に奉行が役を退けられて、罰を受けるといふ事になつた、時に其奉行所の祐筆を勤めて居た木咲市兵衛といふ者が、罪をひいて閉門を申付けられた、雖然此人は少しも其事件に關係はなかつたので、只奉行の祐筆を勤めて居たから、其事件の書類などは一切調べて居たのであつた、詰り祐筆をして居たものが、之だけの事の起るのを知らずに居たといふのが、勤め不行届といふことになるといふので、罰せられたのであるが、極めて正直な人だけに、市兵衛は甚く此事件に付いて心を痛めたのであつた。

小濱の町に木咲十六軒といふて、草分の舊家と稱へられた家が十六軒あつた、市兵衛は其の木咲家の一人であつた、元來弓師の淺沼忠左衛門といふ人の子であつたが、縁あつて木咲に貰はれて相續を仕たのである、其妻は同國遠敷郡、神子浦の醫者細川益庵といふ人の娘で、すみといふのであつた、結婚の後には夫婦仲も睦じく、男四人に女三人といふ子福者であつて、其二番目の娘に計といふのがあつたが、之が後の幾松の事である。

自分は假令知らぬ事にもせよ、奉行の罪をひいて閉門まで申付けられたといふのは、如何にも恥し

い次第である、殊に木咲家の養子となつた、謂はゞ木咲の家に對しては義理のある間柄である、其自分が斯ういふ過ちをしては、先祖へ對し、又親戚の者に對しても面目ないといふ所から、甚く鬱ぎ込んで了つた、家老の酒井豊後といふ人が能く其の内情を知つて居て、自分の家來を市兵衛の許へ私かに遣して、汝に何の罪もないのだが、不幸にしてア、いふ奉行の下役を勤めて居た爲に、其罪をひいたのであるから、重役に於てもお前の潔白は能く知つて居る、切て半年も辛抱して居れば、又々元の役に引上げてやるから、此場合飽までも謹慎を仕て居ると、誠に情愛のある事をいはれたので、幾分か氣も慰めて居たが、これにしても面白くなく暮して居たのだ、或日のこと實兄の淺沼が訪ねて来て、いろ／＼と話の末に、今度の事件になつて甚く市兵衛を窘めたので、然なきだに快よくなく思つて居た所に、實兄から甚く戒められたので、元來正直一圖の市兵衛は黙つて其場を立上り次の間へ来て既に腹を切らうとした、此有様を見て驚いた兄も、傍へ馳寄り、其刀を撈取つて

『何故の汝は生害であるか』

『何故とは、あゝ情ない兄上までも拙者の苦心をお察し下さらず、左様お叱りがあつて、此以上生耻を晒す譯にならぬ、如何にも義理ある木咲家に對しても相濟まぬ次第であるから、屑よく最期を遂げやうと思ふ』

斯ういはれて見ると、叱言をいふた兄も今更自分の言過ぎた事を思ひ合して、止るのは止たが、今更



に困つて居る、處へ旦那寺の和尚がやつて来たから、之を幸ひに、和尚と二人で段々と意見を加へて、一時切腹は思ひ止まらした。

雖然、市兵衛は甚だ不快に思つて、夫から一層鬱ぎ込んで了つた、彼は四五日も経つと、市兵衛の姿が見えなくなつたから、さあ親戚は大騒ぎで、兄の浅沼も自分が言ひ過た爲に、斯ういふ事が出来たかと思ふと、其妻子に對しても申譯はないし、木咲家へ對しては猶更の事であるから、手數と金にあかして行方を探したけれども、遂に市兵衛の居所は分らなかつた、十日餘り経つと途中で頼まれたといふて、飛脚が一本の手紙を持つて来た、披いて見ると市兵衛の手蹟だ

「御家老の酒井豊後殿や、兄上に御心配をかけて相濟まぬが、木咲家の汚名を雪ぐには、國に居ては難かしいと考へて、實は相談もなく家出をしたが、何れ一兩年の中には、然るべき身分の者になつて、家族を迎ひに遣すに依つて夫までは何卒親戚に於てお預かり置きを願ひたい」といふ意味の事であつた、實に之には驚いたが、今更如何とも致し様がない、第一何所に居るのか分らないから、竊に酒井豊後に其旨を届けて置いて兄の浅沼を初め、親類の者が其留守は預かるといふことになつた。

市兵衛の妻すみといふのは、性來もあつたらうが、親の躰が宜つたので、讀書も一通は出来るし、氣質も誠に優しい女子であつた、市兵衛が行方を晦ましてからといふものは、甚く心配を仕た爲か、鬱ぎ勝に日を送つて居た、殊に富るといふ程の家でもなかつたから、如何に親戚が後見を仕て呉ればとて、多くの子供を抱へて、女子の身としては、前途の事などを考へると、自然と氣も引立たず、明暮夫市兵衛からの便りを待つ計りである、不斷から氣の良い人であつただけに、斯ういふ不時の出来事に遭ふと、心配ばかり仕て居て、遂には病氣がちて日を送るやうになつた。

其年も暮つて翌年の春の、實家方親戚が年始の禮をかねて、見舞にやつて来た、其人の話に、何でも市兵衛は京都に居るらしい、現に近所の者が、所用で京都へ行つた時、往來で見掛けたのが、市兵衛に酷肖であつたといふやうな話をされたから、さあ然うなると片時も沈着ては居られない、京都に居るとは聞くやうなもの、借何の邊に、何ういふ事を仕て居るといふ事さへも分らないのだ、が、假令噂だけでも聞いて見ると、斯うして居るよりは、早く訪ねて行つて、廣いとは言ふやうなもの、京の町々を一軒づつ訪ねて歩いても知れたものだといふ考へて、父の益庵にも相談を仕て見ると、此相談には益庵も困つた、といふものは、最初の中こそ木咲家の親類が能く世話も仕てくれたが、日の経つに従つて、何となく疎んずるやうな事になつて来て、今日此頃では、眞の世間に對する義理一遍の交際位なもの、僅かに市兵衛の兄浅沼が時折見廻つてくれる位なものである、年齒の往かぬ子供を

多く抱へて、此儘では逆も過して往けるものではない、假令臆氣にも市兵衛の居所が分つたからといふので、尋ねて行かうといふ、夫を強て留れば、然ういふ境遇の中に苦めて置かなければならぬのであるから、益庵としては無理に押へつけるといふ事は出来ない、とは言ふものゝ、市兵衛が何處に何を仕て居るといふ、ハッキリ仕た事も分らないのであるから、一應は意見もして止めるのが道であると考えて、種々に益庵から言ふて見たが、一旦斯うと思ひ込んだすみの心は變らない。

『夫ではすみ、何うしても汝は行くといふのか』

『は』

『そりやモウ汝が、然う思ひ込んで行くといふのを、私が無理に止めた所で致方もないが、然し子供は何うするのか』

『夫に付て阿父様にお願ひで御座います、夫は他でも御座りませぬが、一人だけ子供をお預りを願ひたう思ひますが、如何でありませうか』

『四人も五人もある子供を、一人預かつた所が、仕様も無らう、跡の子供は何うする意か』

『淺沼の兄さんに一人お願ひして、阿父様に一人引受けて頂いて、他にも心から親切に仕て下さる方にお願ひして、一人二人預けて、切て一人歩きの出来る者だけを伴って行きたいと思ひます』

女子が可愛い子供の處置までも付けて行かうといふ、此決心になつた以上は、最早逆も押へる事は出

来ないと、早くも察した父の益庵が

『宜しい、然ういふ事情なら、私が一人だけ引受けやう、まあ然し、尙能く考へて見る事に仕たら宜らう』

相談は夫で済んで、すみは我家へ歸つて来た。

斯ういふ事情で、すみの決心はいよいよ堅く、兄の淺沼にも會ふて其相談を仕て見ると、之も益庵と同じやうな考へてあつて、結局は幾人でも子供を引受けるから、尋ねて見たら宜らうといふ事になつた、夫から親類の寄台といふやうな事になつて、遂にすみは磯太郎、由次郎といふ男の子二人を伴れて、住馴し小濱の城下を跡に、未だ踏みもなれぬ旅路へ上る事になつた。

道中の苦勞は云ふまでもない、色々苦心もあつて、漸う京都に着いた、一説に依れば、今の代議士濱岡光哲の父が、僅かの關係ですみを知つて居たといふ所で、濱岡へ草鞋を脱いだといふ事であるが、始めて着いた時は、然うでもなかつたやうに聞いて居る、孰れにしても市兵衛が何處に居るといふ事を突止めて来た譯ではないのであるから、翌日からは毎日のやうに、夫から夫と探して歩くのであつた、或日のこと、子供を伴れて祇園へ参詣に出掛て

『夫市兵衛の行方の一日も早く分りますやうに』  
と、神前に祈つて居ると

「アッ、阿父様が……」  
といふ磯太郎の聲に驚いてすみは振返つた、見れば彼方へ行く武士の後影が、何となく夫に似通ふて居るので

「磯や、汝阿父様をお見掛け申したのかえ」

「はい、今彼所へ行く那の方です」

「フーム」

磯太郎と由次郎の手を引いて、急ぎ足バラ／＼と駆て来た、其足音に氣が付いたものか、彼の武士も足を停て振返つた、途端に見変す顔と顔

「ヤッ、其方すみぢやないか」

「オ、所天は……」

と言つたさう、跡の言葉は泣くばかりである、其様子の普通ならぬに、人は足を停て見るといふやうな譯だ、市兵衛も何となく體裁が悪いから、すみと子供を伴つて傍の茶店へ入つて、段々その後の物語から、幸ひにして越中富山の前田侯に召抱へられて、今は書記役として暮して居るといふ事が分つた、人の一心は恐ろしいもので、只京都ばかりと聞いて、町も知らず、何をして居るといふ事も、少しの當りがつかないで、只雲を掴むやうな尋者であつたが、到頭夫婦が再會を仕たといふ、其喜びは

一通りてなかつたらう。

三

市兵衛が兎に角、前田侯に抱へられたといふのに、何故國許へ其便を仕なかつたといふと、夫には又仔細があるのだ、少しの傳手を以て、漸う抱へられるのは抱へられたが、多寡が一時雇ひの書物役何時扶持離れになるかも知れない、重役の人々とも馴染になつて、同僚にも相當に懇意な者も出来て切て國詰にてもなるやうな様子が見えたらば、妻を初め子供等を迎へに出さうと思つて居たのが、まだ住込んで間もない、謂は海の物とも山の物とも付かない身分で、子供の多い妻を迎へた所で、又お互ひの苦勞を増すばかりであると考えたので、何の便もせず居たのである、が併し期うして再會した以上、最早そんな事を心配して居る事も出来ないから、取敢ず國計の方へも、其始終を知らせる事にして、兄の淺沼には、猶當分子供の末を頼む旨を言ひ送つた、夫々に親類縁者共から手紙が来て、「國の方の事は心配をするな、汝も幸ひにして然らういふ身分になつたのだから、落付て御奉公專一と勤めて貰ひたい、後日の出世を待つ」

といふやうな、皆心地の快い返事ばかりであつた、市兵衛夫婦も漸う安心の胸を撫下して、勤め大事と其日を送る事になつた。

斯て又半年餘りを空しく過して了つた、或日の夕方おすみが用事の爲に、邸の門を出やうとすると、ガヤ／＼と七八人の人が立塞がつて騒いで居る、ハテ何であるかと、足を停て覗き込むと、生魚を入れる箱を擔いだ五十餘りの男が、小さい娘の手を引いて、頻りに門番と争ひを仕て居るのであつた、

「夫ぢや何うしても聞いて呉れないといふんですか」  
門番は頬を膨らして

「汝のやうな、何だか雲を掴むやうな尋ね者を、一々眞に受て取次て居た日には、幾ら門番だつて摺切れて了ふよ」

「雖然、分らないまでも聞いて呉れたつて、別に汝さんが損をする譯でもないぢやないか」  
「そりや然うさ、損をするの、得をするのといふ話ぢやない、其様暖味な雲を掴むやうな事を、莫迦々々しくつて聞きに行けないといふだけさ」

「別に聞いて呉れたつて不思議はないぢやないか、雲を掴むやうな尋ね者だといふけれども、此子が可哀想だから、分らなくつても一應は聞いて呉れるといふのが、夫を其様事が聞けるかなんて、餘り人情が無さ過るぢやないか」

門番は眞赤になつて怒つた  
「何だ、俺を不人情だと言つたな」

「いえ、何も不人情と言つた譯ぢやないが、人情が無さ過るといつたんだ、汝位分らない人間は澤山ない」

「うむ、どうせ俺は判らない、判らないから取次がねえぞ」

「フン、嫌なら止すが宜い、探すやうにして探すから、何も汝なんぞの世話にはならねえ」

「貴様吐したな、よし、左様なら彌取次がねえぞ」

「然しねえ門番さん、此年齒も往かない女の子が、若狭くんだりから尋ねて来たといふのだ、夫れも妙齡になつて、男を追駆て来たといふのぢやない、現在の親を尋ねて来たといふのに、其様不人情な事を言はないで、取次いて呉れても宜さそうなんだ」

と此押問答を聞いて居たおすみも、もう早い家では灯を入れやうといふ刻限、薄暗がりて能くは分らなかつたが、若狭から来た女の子、親を尋ねて……といふ一言は、聞捨てにはならない、ズツと傍へ寄つて、女の子の容姿を見ると、之は又意外千萬な、それが國に残して来た娘の計であつた、胸の轟くまでに驚いたおすみは、突如駆寄つて抱上げやうとする位にも思つたのだが、怵と胸を押へて人知れず其所を離れて、遠くから様子を見て居た、その中に門番と魚屋の喧嘩は物別れになつて、例の魚屋は女の子の手を曳てスタスタと彼方へ急いで行くのを、見澄して跡から追続つたおすみもが

と聲を掛られて魚屋は足を停て振返と、品の良い御新造風の人だ

「へえ、私で御座いますか」

「はい、鳥渡も待ち下さいませ」

「へえ、何で御座いますか」

ズツとおすみもが側へ寄つた刹那に、手を曳かれて居た女の子が顔を上げて

「やア阿母アさん——」

と言ひながら、ワツと泣き出して其袖に縋つた、すみも堪らず其手を取つて忍び泣き、魚屋は呆氣にとられて茫然見て居たが

「もし、御新造様、夫ぢや和女様は、其お子さんの阿母さんで御座りますか」

すみは漸う涙を拭ふて

「はい、御挨拶も致しませぬで、誠に失禮を致しました、餘りの嬉しさ、不思議さに思はず取亂しまして、何とも申譯が御座りませぬ」

「へえ、然うてございますか、不思議な事があるもんですな、實はね、私は若狭の者で、國へ度々商賣用で行つたり來たりするんでございます、斯うして魚の箱は擔いて居ても、私の家は相當に商賣も仕て居りまして、何も私が斯うして一々華客歩きを仕ないても宜いのですが、永年御最負になり

ました御華客を、雇人の手に任せて置くと、疎末になつて、御最負に背くやうな事になつてはならないと思つて、未だに自分で歩いて居るんですが、仍且魚の取引や何かで、國へはチヨイ／＼参ります、今度も那方へ参つての歸途、途中で圖らず出會つたのが此女の子、年齒も往かず、人も付いて居ないで、唯た一人の馴れない旅、何となく淋しさうに茫然して居るから仔細を聞いたら、親を尋ねて京都へ行くといふ、其先はと聞いても明瞭しないので、何だか變な事だとも思つたが、私が子煩悩で、斯ういふ可愛い子供を其儘で、途中に捨て行く事が出来ないで、餘計なお世話ではあります、一緒に伴つて歸つて來たのです、夫から段々聞いて見ると、凡そ富山の前田様といふやうな當りもついたから、早速邸まで行つたのですが、門番の奴が妙にねぢけた奴で、變な事をいつたから、ツイ喧嘩をしてしつて、今引取らうとした處で御座います」

漸々仔細を聞いて見ると、如何にも親切な扱ひ方で、おすみも世に人鬼はないものと、今更に魚屋の親切を喜んで

「兎に角恐れ入りますが、手前方まで御光來を願ひたう存じます」

と彼は拒むのを無理耶理に伴れて邸へ歸つて來た、以前の門番は之を見て、妙な顔を仕て居たが、道に體裁が悪いか、何にも言はず、おすみは魚屋を伴れて市兵衛の前へ出て、斯う／＼いふ事情でと、有し仔細を話したので、市兵衛も手を突いて禮を言ふ、親子の喜ぶ有様を見て、魚屋は自分に幸ひてもあ

つたかのやうに、喜び勇んで歸つて行つた。

四

年齒からいへば、未だ十歳未滿で、而も女の子であるといふのに、若狭の國から交通不便な其時代に遙々、京都へ一人て上つて來たといふのは、如何にも男優りな氣丈な所が現はれて居る、後に木戸孝允の危難を受けた時、自分の身を投出して助けた女だけあつて、仍且子供の時分から異つた所があつた。

人間の不幸といふものは、全く天であつて、人力を以て如何ともする事の出來ないものだ、眞面目に能く働いたら、夫だけの報いがあつて、其人は安樂に世を送れさうなものであるけれども、却々然うは往かない、了簡の掬けた、行ひの修まらない、人間としたら數にも足らないものだが、夫でも一生安樂に送つて、氣樂な往生を遂げる奴が幾らもある、只夫だけの所から考へると、正直にして稼ぐのは、何だか莫迦々々しいやうな氣はするが、併し人間の心得べき所は、其處にあるので、自分が考へて見て、ア、悪かつたと思ふやうな事を仕て、夫が爲に一生心に悩みを殘して死ぬといふ、其苦痛は又容易なものではない、假令一生を不遇に送つて、陋巷に窮死しても、内に顧みて、少しも疚しい所がなければ、何となく心強い所があつて、自ら慰める事が出来る、然ういふ風にても考へて人

は世に立つのが肝要であらうと思ふ。

木咲市兵衛は前にもいふ通り、誠に正直律義な人であつた、といふて、決して武士として耻かしいやうな人物でもなく、武士の修むべき事は一通り修めて居たのであるから、斯ういふ人は幸福に一生を送れさうなものであるが、前に言ふた通りの譯で、人間の運不運は何うも致方ないものだ、自分の上役の罪科のどばしりを受けて、浪人となり、幾多の苦心をして辛うじて富山家の抱へになつて、先づ一安心と思ふ處へ妻子が遙々と尋ねて來て、茲に一家團樂の樂しみをとることが出来るやうになつた、優れて偉い人でないのだから、たゞ夫だけのことが続けば、天は正直な人を守るといふ諺が誠になるのであるが、恐らく天が居睡りでもして居たものか、木咲家にまた一つの不幸が絡まつて來た。

今日ていふたら腦病とでもいふのだらう、何となく氣分がすぐれないで、何を爲るにも懶く、又甚く記憶が鈍くなつて、何分にもお役が勤まりさうにもない、始めの中は強て勤めを怠らぬやうに、無理にもやつて居たけれども、日に増し身體の調子が悪くなつて來るので、遂には缺勤する日が多くなつて來た、病氣といふものは妙なもので、少し位悪くても、押して勤めて居ると、何うか斯うか納まつて居るものだが、床に就くとドツカリ悪くなるものである、然うなると一つは自分の氣病も手傳ふて來て、仕事を仕ないから、何うしても氣が紛れないし、病氣は重つて來るばかりである、市兵衛

の病氣は日に増し重くなるばかりで、妻のすみは一通りならぬ心配をして、醫者よ薬と手の届く限りは盡して居るのだけれども何分にも効能がない、都へ来てから夫に邂逅たのも、祇園の神様の加護であつたから、といふので、僅かな暇を偷へては祇園へ行つて良人の病氣平癒を神に祈つて居たが、さらに其甲斐はなく病は重るばかりであつた。

富山侯は加賀の前田の支藩であつて、兎に角二十萬石の家であるから、家來の數も餘るほどあるのだ、京都の邸は假令手薄であつても、必ず市兵衛が居なければ其役をするものがないといふのもない、殊に市兵衛は世臣といふのでもなく、謂ば路上の人を一時抱へたやうなものであるから、病氣引籠りが永くなれば、重役の氣受も悪くなり、同僚の中には、抱へられた時分から餘り喜ばなかつた者も居て、自然夫等が障りになつて、到頭扶持放れといふ事になつて了つた。

人の心といふものは、境遇に依て狭くもなれば、亦廣くもなるものである、市兵衛のやうに、不運が續いて来ると自然氣が腐つて、心が暢悠として居ないから、物事を悲觀するやうになつて来て、只だ世の中を僻んで來るので、さなきだに小さい人物が、益々狭くなつて來るばかりである、夫が病氣にも拘つて來て、果は治るといふ見込が付かなくなつて來た。

五

妻のおすみが儉約であつたのと、市兵衛の氣性が内輪であつたのと、此二つがシツクリ合つて居たから、貰つて居た扶持米は僅かでも、暫時の間に幾らかの貯へも出來て居たのだ、間之町魚棚上所に浪宅を持つて、細い煙りを立て乍ら、其日を送る事になつた、然し多少の貯へがあるとしても、それは僅かなもので、詰り貰つて居た扶持米に較べて、能く若干でも残したといふ位のものであるから固より知れたものだ、殊に家内に病人が出來て、無駄な金が費るとなれば僅かな貯へなどは、見る／＼中に失なつて了ふ、今は貯へも盡果て、少しばかりの手廻りの道具を一個賣り二個賣りして、米鹽や醫藥の方へ廻すやうな儂ない事になつて了つた、何うしても此儘では過して行く譯にならぬ、病氣も何時癒る事か、假令おすみ人が人知れず内職をすることも、足手纏ひ子供三人を控へて、病人の世話をすることは、逆も難かしい事だ、さてさうなると、第一に處分を仕なければならぬのは子供供の事で、殊に女の子といふものは、男の子と異ふて、幾らかの手助りにもなるが、然し追々と妙齡にも向つて來るのであるから、夫や之やを考へて見ると、母親としては、只不憫が先にはかり立つて、思ふやうに働かせる事も出來ない、男の子は、何處へ丁稚奉公にやつたればとて、さまで心配の事もないが、女の子はなか／＼然うは往かぬもので、殊更に母親としては、先の先まで氣苦勞をして、容易に處置をつける事が出來ない、市兵衛には夫と明さず、おすみ一人て心を苦しめて、夫々に懸念な人を頼んで、娘の處置をつけやうとした、言ふまでもなく養女にても貰つて呉れる人があるなら、道

つて了はうといふのであつた、凡そ人間の不幸の中でも、親子が別れ／＼になるといふ位不幸な事はないが、然し又其別れたのが幸ひになる事もあるのだ、おすみとしては随分辛い事でもあつたらうけれど、今の場合には、娘の計を何れかへ養女にやつて、處置を付けて了ふより他に道はなかつたのである、然らなければ一人減るから、夫だけ生計の上も樂になるのだ、然るべき家を探して、男の子は丁稚奉公にでもやらう、といふ考へになつたのである。

幸ひにして九條家の諸太夫であつた人の次男で、難波恒次郎といふ人が、夫婦の間に子が無いといふので、荐りに子供を探して居るといふ事を、出入りの者から聞いたので、段々探つて見ると、兎に角九條關白の諸太夫でも勤めた人の悴で、相當の身分の者だといふから、言ふまでもない、殊に幸ひなのは、女の子が是非欲しいとかいふのであるから、此以上の口は恐らくなからうと、傳手を求て、夫となく當つて見ると、話は存外早く碎けて、其難波といふ人の妻が態々訪ねて来た、まだ市兵衛には夫までに碎いた話は仕てないのであるから、おすみも一寸困つたが、訪ねて來られて見れば、致方がないから、到頭市兵衛にも因果を含めて承知をさせた上、段々相談に掛つて見ると、此難波の妻といふのが、元三本木で藝妓をして居た幾松といふ、批評の婦人であつたが、難波に落籍をされて、其妻となつたのだといふ事で、話して居る中にも何となく温情の籠つた、如何にも子煩悩らしい、斯ういふ人に頼んだならば、娘の行末も幸福であらうと、おすみもスツカリ吞込んで一切の話を遂げた、

何も手切足切といふ譯ではないが、家の中の有様を見たので、難波の妻は夫者の果、物の思ひやりは幾分かあつたものと見えて、幾らか纏まつた金を、一時貢いで呉れるといふ事になつたのだから、それで夫市兵衛の醫藥の手當も盡す事が出来るやうになつた。

親の方は決つたが、貰はれて行く肝腎な娘計の方へは、まだ何とも話が仕てなかつた、或夜市兵衛が計を枕許へ呼んで、おすみ共々に其事を言つて聞かした、初めの中は泣いて首を掉居たが、漸々と兩親の説き聞かしたのが分つたものか、遂に承知して行くといふ氣になつた、斯ういふ事情から貰はれて行くのだが、さて貰ふ方にも注文があつて、吉凶禍福の場合は格別、平生は餘り往復をして貰ひたくないといふのであつたが、之は無理もない事で、貰つた娘に里心を出させるといふのが、一番養父母の方で辛いのであるから、どうも物心を覺えてから貰はれたのだから、普通の赤兒とは違つて、親を忘れるといふのは無理な譯だけれども、眞の親に遠ざかれば自然、なつきも早からうといふ、然ういふ約束から計は彌日を選んで、難波の家へ引取られる事になつた、來て見れば昨日に引換へ、第一に着る物も違ふ、朝に晩にお嬢様で育てられるのだから、如何にも境遇の上からいへば、幸福な身になつたのである、昔の人のいふた人間萬事が塞翁が馬、人の運不運は、どういふ所にあるか分らないものだ、難波家へ貰はれて幸ひだと思つた計が、圖らずも藝者になつて、二代目幾松と名乗て、左様をとらなければならぬやうな、運命に陥るといふ面白い話が、又茲に持上つて來た。



九條家の諸大夫難波の家は、固より相當の家格もあり、九條家の臣といふので、却々幅も利たものであつた、其計子の貫はれた恒次郎といふのは、難波家の實子であるが、次男に生れたのであるから勿論別家をして相當の生計こそして居たけれども、別に之といふ役もなかつた、誠に器用な人で、讀書も能くすれば、諸藝にも通じて、公卿對手に遊んで居る人には、極適して居たのである、幾松を落籍して、妻にするといふのに付いても、大分難かしい理屈も起つたのだが、詰りが次男で分家して居るといふ所で、親の方でも大目に見る、兄も許して夫婦にはなれたのである、然るにいふ身の上であるから、別に之といふ足手纏ひもなく、眞の夫婦掛向ひに、下女の一人も使つて居たといふや、氣樂な中へ貫はれて來た計子は誠に仕合であつたのだ、母が粹者の上りだから、遊藝を仕込む事は言ふまでもない、計も却々伶俐な生れて、殊には賢かつたから、物覚えはよし、教へる方でも吞込が良いから張合も出て、藝は漸次巧くなるばかりであつた、殊に笛が最も巧手で、自分からも好んで稽古をするやうにして居たから、年こそ往かないが、笛の方では、最早許しを得るといふまでになつて來た生の父母を忘れたといふ次第ではないが、難波夫婦が能く實子の様にしてくれるし、何を言ふても未だ年が幼ないから、派手好みの流行を追ふた衣裳を着せられ、小女を一人雇ふて朝晩の世話をさせて

置くといふやうな扱ひだから、自然と能く狎んで、眞の父母に事へるやうに仕て居た。自分の方から考へて、快よくやつた娘ではあるが、さて離れて見ると、又可懐くなるもので、朝に晩に、計子の事ばかり氣になつて、時折は難波の家の近所へ人知れず、窃と出駆ては、計子の出入りに氣を付けて居るといふやうな事もあつた、此頃では、大分成人して、遊藝も能く出来るし、磨き上げた玉の光りの、美しい娘にもなつたといふ事を、人傳に聞いて、窃に喜んで寢た晩もある、只一つ困る事には、市兵衛の病氣が、何うも妙々しくない、醫者の話では假令一時治るにしても、昔のやうに身體は使へまいといふ話だから、然うして見ると、之から女の手一つで、子供を育て、夫を養ふて行がなければならぬ、女の道、讀書も一通り知つて居るやうなもの、さて世の中を渡つて行くに付いては、何一つ覺えて居るものもない、之から先は何としたものかと、明暮に其の心配を胸を痛めるばかりであつた、病人に掛る費用といふものは、人の眼に付かないで、存外嵩むもので、計子を渡した時分に、難波の方から受取つた金も、最早費ひ盡して、今では一文の都合も出来ない、朝晩の事はどんな不自由を忍ぶとも、良人の薬を一度でも休むといふ事はならないのだから、一つ二つは詰らない道具も賣つて、僅かに其繋ぎをつけて居たのが、何日か其の材料も盡きて了つた、國許へも二三度の無心はして一時の急は凌いだが、既う夫も叶はない事になつた、悪い事だと知りながらも、脊に腹はかへられず、難波の家へも時折は出掛けて、無心がましい事もいふやうになる、初めの中は、さま

て嫌な顔もしなかつたが、二度三度重なつてくれば、元が縁のない他人の間柄だから、やつた娘が縁繋ぎになつて、先方でも快よく世話してくれたのだらうが、然う重なつてくれば、元々の約束に違つて来るから、快よく思はないやうになつて、三度に一度は嫌な事をいふて断られる事もある、無論然うなるのは知れた事であるが、さて夫を忍んで行く、すみの方の心の中の辛さも思ひやられるのだ、夫に猶一つは斯ういふ事が度重なつて来ると、夫が延いて娘の身に及びは仕ないかといふ、産の母だけに心配も又一段と深いが、東西何れを見ても、他人ばかりで、何うにも始末の付かない折は、耻を忍び、涙を押へて、難波家へ駈付けるやうな仕儀になつたのである。

斯ういふ事が度重なると、何日か娘の計も夫と知つて、そこは道に女氣の、難波夫婦に知れぬやうにしては、窃と物を運ぶやうになつた、夫が知れずに居るやうな事はない、何日か難波夫婦の眼にも觸れて悶着の種になつた事も二度三度、兩家の間は漸次難かしくなるばかりである、加ふるに恒次郎も永い間遊びに耽つて、大分借財も殖え、之といふ定まつた役もないのに、藝妓を妻にして巫山戯た生活を仕て居るのだから、何日か足りなくなるのは定つて居る、無理算段のやりくりが續いた果は身の始末にも困つて、之も親の家へ轉がり込んで見えたが、不斷の行跡が行跡だけに、親の方でも左様は尻拭ひも爲す、程の良い處氣をつけて、體宜く出入を止られたといふやうな譯で、今は木咲の方の手傳どころではない、自分の方が其日に迫るといふやうな事になつて来た、さて斯うなつて見ると、妻

は藝妓の昔に返つて一稼ぎも仕たい位だが、それは恒次郎の實家でも許すまいし、思案の盡た果が計子に因果を含めて、稼がせる他はないと考へたので、あすみを招んで其相談になつたのである。

昔も今も此事だけは餘り變らないやうだが、どうも一度藝妓を仕たものは、男を馬鹿にして、あぶく銭を取つた癖があるから、假令堅氣になつても少し面倒が起ると

「え、儘よ、猶一度左様をとれば、何うなるだらうと」  
斯ういふ氣が起て、却々臍脚をかいて、堅氣に一生を送らうといふ氣にはなれないものだ、中には然うでないものもあるが、多くは然ういふやうな傾きがある、俗に川育ちは川で果るといふのは、其邊の事を言ふたものであらうか、幾松の相談に、おすも拒み兼ね、殊には幾分の金の融通もつくといふ所から、涙を忍んで計子に承知をさせて、彌三本木から二代目幾松として、名乗りを上げさせる事になつた。

七

計子が三本木へ舞妓として出たのが、安政三年の春であつた、幾松の名が既に響いて居た所へ、此幾松の仕込で披露目を仕たといふのであるから、其評判は大層なもので、一二年は何の事もなく過つた、其内に良い客が付いて一本になつて、最早一人前の藝妓で押通せるやうになつた、難波木咲の

二軒を、女の細い腕で買いて行くといふ事は、普通大抵の事ではない、斯ういふ事情の藝妓であるから、何うしても氣性が勝つて居て、何となく氣位の高い所があつた、それが亦荒くれた武士などの氣に入つて、幾松々々といふて、目の廻るほど忙しませて、従つて入る金も少くなかつた、明治の今日とは違つて、其頃の藝妓は、却々難かしかつたものだ、假令多少の不見轉はやつても、不見轉さへやれば、藝がなくても宜いといふものではなかつた、藝妓としての嗜みの一通だけはなければ、假令不見轉をするに仕ても、藝がなければ可けなかつたものである、又客の方でも、十人が十人まで其方を宛に来るものではない、半ば粹の遊びに、日頃の鬱を慰めやうといふ、妙に通人がつた人も来るのであるから、藝妓の方にも夫だけの藝がなければ對手をする事が出来ない、今では客にも藝妓にも然ういふ風が失なつて、随分其い状態になつて了つたが、然し何う甚くなつても之が天下の一大事といふ譯ではないから、何うても宜やうなもの、藝妓として藝妓の本分をさへ辨へないものが多く跋扈して居る、今の花柳界を見て、昔の藝妓の躰などを聞いて見ると、只何となく小癪に障つて堪らないのだ、月日は何日か進んで、疾や文久元年の春を迎へる事になつた、幾松の年齢も最早十九歳といふ、花ならば盛りの、今が藝妓の走りともいふ時であらうか。

前回にも漸々と述べ通り、此文久の年を迎へた時が、一番京都に於ける佐幕勤王兩派の軋轢の甚かつた時である、然し毛利が巧に公卿を操縦して、朝廷の權勢は全く長州藩で握て居た時で、長州人の

勢ひは飛鳥も落すほどであつた、此時は桂小五郎が、漸く藩公の拔擢に應じ、京都詰になつて乗込んで來た時である、其前から屢々京都へも來たが、併し相當の位置を有て入つて來たのは、此時が始めてあつた、而も政務重役といふ立派な肩書を有て來たのであるから、其勢力も又格別であつた、公卿や浪人を操縦する事は、殆ど自分の受持の如くになつて、毎日のやうに花巷へ出入を仕て居たのである、其頃の武士が大切な話をするには、大概花巷へ入り込んで、他愛もなく遊び暮して居る其間に事の運びを付たものであつた。

斯ういふ事情であるから、自然と馴染の藝妓も出来る道理で、桂も一人や二人の藝妓を人知れず手狎けて居たものだ、が心の底まで打込んで嵌り込むといふやうな對手は、未だ無かつたのである、表面から見れば如何にも浮いた調子の所はあつたが、流石は年若でも此大役を引受けて居るだけ、何處か締つた所があつて、却々人には許さなかつた男である、然るに幾松を招ぶやうになつてから、何となく桂の心が亂れて來て、始めから戀しいと思つた譯でもなければ、何うか手に入れやうと思つた譯でもないが、段々招んで居る中に、所謂合縁奇縁とも言ふのか、何となく可愛い奴だといふ氣が起つて來る、幾松の方でも滿更嫌でもないやうな様子であるから、氣を引いて見やうと思ふが、差向ひになると、何となく氣が詰つて藝妓相手に飲んでるやうな氣が仕なくな、流石の桂も手出しが出来ないで、一日々々と過て來た、雖然邸へ歸つて來ると、幾松の顔が目の先に斯うチラ付くやうな心持が仕

て、空しく一夜を明した事もある、何ういふものか自分にもサツパリ判らなくなつて了つた、何んな偉い人でも斯ういふ事が一生の中には一度はあるものだ、若俺は其様事がないといふ人があれば、夫は木佛金佛の類で、逆も人間様として取扱ひの出来な先生だ、桂は全く戀の擧となつたのである。

(二六) 伊藤俊輔の取持

人の榮枯は測り難いもので、幕末の時代に一人前の武士として數へられなかつたにしても、明治になつてから高位高官に上つて、一世に時めいて居るものが多數ある、殊に伊藤公博文の如きは、稀世の出世ともいふべきか、遠い先祖の事は暫く措いて、實父の重藏は、周防國熊毛郡東荷村の百姓で、林信吉といつた人である、大した氣働きのあつた人ではないが、夫でも自分の家が立派な武士の末裔であるといふので、何とかして二本差の昔に返りたいものだ、自分は最早不可ないまでも、切ては伴の利助を人普通の武士としたいものだといふ考へから、萩の城下へ出て武家奉公を心懸けたのである、然ういふ關係から桂小五郎にも近づくやうになつて、遂に伊藤直右衛門といふ足輕の家へ、子供を連れて夫婦養子といふ事になつた、其頃はまだ桂も別に大した身分でもなく、眞の武士の中に入つて居ただけの事であるが、然し那だけに成る人だから、何處か調子のすぐれた所があつて、重役の信用

も厚く、藩士の間の受も宜つた、後に有備館の都講となつて、藩の若武士を取締るやうな、立派な身分になつた、親の縁から伊藤が桂に近づく事になつて、それから同志の間にも、多少用ひられるやうになつて来たのである、利助といふ名は眞の子供の時分て、中年からは俊輔といふて居たのだ、人の出世は努力勤勉の結果には違ひないが、それには又連といふ奴が付いて廻るから、只努力勤勉したら必ず意の如く出世が出来るといふものではない、運が夫に伴つて来なければ思ふやうに往かぬものである、銅山王の古河市兵衛が實に巧い事を言ふて居る、人間といふものは、三つの力が揃はなければ無効だ、第一が鈍、第二が根、第三が運、此三つが整ふて始めて、人は世の中に立てるのであるといふ事を言ひて居るが、全く夫に相違ない、伊藤公に付いて見るのに、此三つが備はつて居た、捌巧のやうな中に、何となく鈍な所があつた、根氣の宜かつた事は、古稀になつて未だ國政に關係して、那の忙しい思ひをした上に、女などに巫山戯廻つて居た所は、啗かに精根の強かつた人である、その上に大切な運の神に可愛がられたのであるから、將に古河の所謂三つが一時に此人を引上げたやうなものであつた、來原良藏に依つて、武士らしい氣性を磨き、吉田松陰に學んで勤王の志を懐いた、三度目に仕へたのが木戸孝允で、此人の爲に出世の綱を探り得たのである、伊藤自身の努力勤勉の結果もあつたらうが、斯ういふ調子に、立派な師匠なり、先輩なりを三人までも、續いて良い人に邂逅つたといふのが、即ち伊藤の出世の因を爲したのである、百姓から成上つた足輕の小伴が、又更に成上

つて、明治政府第一の大官になつて、昔の主人たる毛利侯より、肩書が偉くなつたのであるから、實に不思議な出世といふて宜らう。

安政年間に士分に取立てられたが、まだ御目見得以下の果敢ない身分であつた多くは桂の従者として、其尻に付て歩いて居たものである、文久元年に桂が京都詰になつた時分に、藩用を兼ねて仍且桂と共に上つて来た、然れば大概桂の側に居て、朝夕の用事は伊藤が足して居たのである。年はまだ漸う廿歳になつたばかりで、元氣は滿ちて威勢は好し殊に讀書が好きで、其時代の武士が餘り心掛けなかつた書物を好んで讀んだから、腕を突張る事の他に、疊の上の用事が却々役に立つので、桂の爲すべき用事の半は、伊藤の手に依て捌かれたものである。

或日祇園の茶屋で、桂と二人で對座して飲んだ時に、毎も馴染で招ぶ藝妓の品評が始まつて、時には例の幾松の事になつた、桂はニコ／＼仕ながら

「いや、那幾松に付ては、俺も柄にない苦勞を仕て居るのぢや」

「は、ア、先生御苦勞とは、何ういふ事で御座りますか」

「那奴却々油斷のない奴で、何うにも切込の隙がないのぢやよ、アハ、ハ、ハ」

「えッ、先生思召があるの御座りますか」

「そりや、御座りませうどころか、種々それでは苦勞をして居るのぢや」

「先生ほどの方が藝妓や舞妓の一人や半分、夫を何て苦勞を遊ばすか」

「所が彼女だけは、却々然う容易い譯に往かぬのだ」

「宜しい、然らば私がお引受を仕て、橋を架かせよう」

「莫迦な事を言はつしやい、之は眞の酒興の上の語で、豈夫に武士ともあらうものが、藝妓の周旋沙汰でもあるまいよ」

「いや、そりや他人への御遠慮、私今日の身分は、偏に先生のお庇でありますれば、如何なる犬馬の勞も厭ひませぬ、早速手を掛けて見ませう」

伊藤が乗出して夫までと言ふてくると、桂も何となく頼母しいやうな氣が仕て、口では程宜く言ふては居るが、實は進んでも周旋方を頼みたいと思つて居た所だから、茲て相談は決つて、伊藤が幾松を試みる役になつたのである。

二

其頃清水の阪下に、曙といふ茶屋があつて、長州藩の若侍が多く飲みに行く所であつた、其二階座敷に差向の二人は、俊輔と例の幾松であつた、幾松は他の座敷に出て居ると、急に此曙から口が掛つて来て、一度は斷つたのだが、是非といふので、強て外す事の出来ない愛嬌稼業として、早速に

やつて来たのであつた、来て見ると例も桂に付いて来る俊輔であるから、他の嫌な客に招れるよりは氣も心も判つて居る此人の方が、結局勤めも氣樂で宜いと、来る時までは直にも貰つて歸らうと思つたのが、スツカリ落付いて話込み乍ら、毎になく盃の數も廻りが早い、俊輔は下地のあつたものか最早大分酔が廻つて、何うかすると呂律も亂れるほどであつた、無て立上つて便所へ行かうとする、恰度仲居が銚子の變りて下へ行つた跡で、他に人が居ないので、幾松は俊輔の跡から尾いて廊下へ出た、途端に俊輔がヒヨロ／＼と踏跟いたので

「アレお危なり」

と脊後から身體を支へやうとした、蹠跗足を踏止めた俊輔は、振り返りながら幾松の手をグーッと握り占る

「アレー」

と言ひ乍ら、握られた手を振拂つたので、伊藤はヒヨロヒヨロと二足ばかり踏跟いた

「何爲るを」

「は」

「はぢやない、汝何をする」

「別に何と云ふて、何も致しませへんがな」

「致さぬ事はない、拙者の手を引いたから踏跟いたのぢや、何故然ういふ事をするか」

「いえ、私が貴郎の手を引いたのぢやませへん、貴郎が私の手を握りなはつたから、夫を振はうとし

た途端に、貴郎が踏跟たのです」

「夫ぢや握つた手を何て振放すか、生意氣な女郎が……」

毎も慥然絡んで来る人ではない、誠に酒を飲んでもニコニコ笑つて居て穩かな人であるのに、今日は

何うした加減か、言ふ言葉に劍があつて突掛て来る、幾松も變だとは思つたが、元來が氣位の高い女

で、なにも此様奴等といふ心が充分にあるから、別に謝りもしない、伊藤は益々唖り立つて聲は激し

くなるばかりである、所へ仲居も下から上つて来て、種々取捌やうとすると、猶怒つて

「いや何も言ふな、此幾松が不埒な奴だ、武士を何と心得て居るかッ」

此一喝に幾松がニヤリと笑つた、其笑ひ方が如何にも憎體であつたといふので

「汝ッ」

と言ながら飛掛ると、右の頬の邊をビシヤリと一つ撲付た、

「ア、痛ッ」

と言つて打れた所を押へながら、靜に顔を上げた時には、幾松の眼は据つた居た

「貴郎、何をなされまするか」

「何をッて打つたのぢや」

「纖弱い女子を撲打擲して、夫が長州様の強い武士でますか」

「何を汝ッ」

と又一つピツシヤリとやる、幾松は廊下へ坐つて、膝の所へ兩の手を仕いて、凝乎と伊藤を見上げた、ツカ／＼と其前へ近寄つた俊輔は

「さあ座敷へ入れ、打切て呉れる」

「切んなはるなら此所て切んなはれ、座敷へ入るまでもなからうと思ひます」

如何にも沈着はらつて憎さげな言草だ、此一言に俊輔は座敷へ入ると床に立掛た大刀を取つて、元の所へ出て來たので、仲居は驚いて左右から繩らうとするのを、叱り飛ばしてギラリと引抜いた

「アレー」

と叫ぶと共に仲居共は、下へ駈下る、此勢ひには大體な女は驚くのだが、幾松は猶廊下に座つた儘澄まして居る、ドキ／＼するやうな長い刀を、鼻の先に突付けて

「さあ斬るぞ」

鬢の毛一本揺がせず、泰然自若として、幾松の度胸は男にしても多くはあるから」

「ヤッ」

と掛けた聲と共に白刃は空を切つた、チャリンと鞘に納めながら様子を見ると、幾松は顔の色も變ず、膝に手を置いた儘、凝乎して居る、俊輔は心の中で、成程先生見込をつけたわけあつて、此女子は普通ではないと、心私かに感心を仕た。

三

其後も一二度招て、段々幾松の心を開いて見ると、満更桂を嫌つて居る様子でもない、乃て伊藤が打明けて、相談になつた、所が幾松は却々諾と返事を仕ないので、夫には何か仔細のある事だらうと漸々様子を探つて見た、雖然更に浮た話も聞かないし、之といふて決つた旦那があるといふのでもなかつた、然うして見ると、何ういふ譯で快よく返詞を仕ないので、少しも當りが付かない、こりや何ても膝詰談判で、心の底を語らせる他はないと考へて、或晩、例の曙から幾松を迎ひにやつた、其時に伊藤が

「何ういふ次第で、桂先生の仰せを承知する事が能ないのであるか」

といふて、荐りに幾松を責て見ると、其返詞が如何にも道理千萬で、容易に返詞を仕なかつたのは、仍且幾松が普通の藝妓でないといふ爲であつた、夫は何ういふ事情かといふと

「自分には實の親がある上に、義理の給んだ親もあるのだ、従つて只普通の藝妓として居れば差支へ

もないが、桂さんの持物といふ事に決れば、自然人氣にも障つて、商賣も暇にならうし、夫に蔭口を利いては濟まない事だが、養親の難波の妻が、先代の幾松といふて、之も左袂を取つた身の上、私には誠に能く仕て下すつた繼母ではあるが、稼業の事になると、金に細かい人で、桂さんを斯うと決て了へば、屹度金の事から顔を赤めるやうな事が出来やうと思ふし、産の親の方へも出来るだけの貢をつけなければならぬ、斯ういふ因果な身の上であるに依て、好かぬ好いたの浮た心から、思召しに従ふといふ事は出来ない、寧ろ胸で思ふて情を押へて居た方が、増てあらうと考へて、快よい御返詞を仕ないのである」

といふやうな事情を話たので、伊藤も頗る感心して成程、男らしい心掛の中に、和しい所もあつて斯ういふ稼業をして居るものには稀らしい女子である、殊に漸次聞いて見ると、酒井若狭守の家來の娘だともいふし、桂先生の持物としては立派なものであると考へて

「然らば、夫等の煩ひが無いやうにさへ話が運べば、汝に不服はないといふのか」

幾松は顔を赧めて

「そりやモウ仰せまでも御座りませぬ、桂はんは御氣性と云ひ、其殿振といひ、何の我々風情の者が不足を言ひませう、心には思ふても、夫と口に言へないのが辛い所御座ります」

此一言には伊藤も思はず額を押へて

「いやこりや恐れ入つた、明ッ放しのお惚氣には些薬が効すぎて居るの、アハ、ハ、ハ、」

話しも此處まで進めば、最早大丈夫と、其晩は別れて、夫から桂の方にも之を打明けると

「萬事汝に任せるから、然るべきやうに話をしてくれ」

といふのであつた、伊藤が之から難波の妻に會ふて懸合つて見たが、之は却々の強硬で、彼是故障もあつたが、脅しつ嫌しつ仕て、到頭説伏せて了つて、産の母の方へ話を仕たから、之は二つ返事て何事も本人次第といふ、答へてあつたから、話の運びは存外早く付いて、桂からも纏まつた金を出させて、然るべく双方へ分配を仕て一時の纏まりは付た。

斯ういふ手数の掛つた二人の交情であるから、さあ之からの熱度といふものは非常なもので、最初の中には例も伊藤がお供を仕て行つたけれども、終ひには豹じい他人は邪魔といふので、桂が一人て通ふやうになつた

「色の周旋や親より可愛 出来て了へば向面」

といふ都々逸があるが、全く其通りで、終ひには橋渡しを仕た伊藤が、邪魔者扱ひをされるやうになつたなどは、實に面白い事だ

縁といふものは不思議なもので、其後に桂が自分の關係した女、多くあつたけれども、此幾松だけは、始終變らなかつた、面已ならず、遂には落籍して妻にまでする事になつたのである、然し其位は



事は有つても、幾松としては固より當然な事であらう、何しろ商賈が藝妓であるから、何ういふ座敷にも出入りをして、それとなく探偵の役も勤めたものだ、殊に關東の武士が集まつて飲む座敷の時などは豫て桂から申付けられて居るから、幾松も充分に心して、其秘密を探つては桂の許へ報告を仕て居たのである、然れば之が爲に桂が計畫する事の上に非常な利益を得て居たのである、夫から彌よ桂の身が危いといふ事になつた場合に、幾度か其危難を救ふて、桂の身を安全に仕た、其働さといふものは、普通の婦人に出来る事ではない、刃の閃く中も、二度や三度は潜つて來た、桂の苦勞も甚かつたらうが、夫を助けた幾松の苦勞は、更に桂よりも幾倍辛かつたか分らないのである。

維新 三傑 木戸孝允 前編終

維新 三傑 木戸孝允 前編終

定價金一圓二十錢

大正元年十一月十六日印刷

大正元年十一月二十一日發行

著 者 伊藤 仁太郎

東京市本郷區本郷二丁目二番地

發 行 者 藤 實 一

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印 刷 者 白 土 幸 力

東京市神田區美土代町二丁目一番地

印 刷 所 三 光 堂

發行所 東京市本郷區 電話下谷 四五六二番 振替東京 一〇三九二番 京文堂書店

大賣捌 東京堂 京華堂 六合館 北隆館 至誠堂 上田屋 東海堂



發 兌 書 目

加藤咄堂先生新著

日本風俗志

近刊

古代の風流遺俗尙ほ存して新風俗將に起らんとす、日本風俗の研究今より切なるはなし。著者親しく各地を巡遊して之れを故老に質し之れを古書に探り、祭禮、婚姻、其他の異風奇俗より口碑傳説、俚諺俚謠並に神社佛閣の縁起に至るまで、府縣別に之れを網羅し、且つ各地盛衰興亡の蹟を示し、地方と人物、風景と文藝とを説き、歴史は地理を兼ね、地理は多様の趣味を帯び、精細の視察を現はすに流麗の文を以てす、一巻の本書は日本の古今と東西とを活寫して讀者の前に展開す。請ふ一本を購ふて其の言の誣ならざるを知れ。

▲ 日本人は日本を知らざるべからず  
眞に日本を解せんとせば請ふ本書を見よ ▼

東本 京郷 本二 區目 堂文京 電話 振替 下谷 四二〇 五九二 六二九 番

發 兌 書 目

伊藤痴遊著

維新三傑 木戸孝允

續編 近刊

伊藤痴遊著

作田玄輔

近刊

明治最初の政界に於る義俠壯士「作田玄輔」は當時壯士團中の一異彩で、前後二回の條約改正に反抗し、前には退去の命を受け、後には入獄したが、意氣ますく、旺んに濟世救民の目的を爲め東奔西走すること幾年、其間貧者を救ひ、高利貸を殺し、正義の爲めに一身を捧げて終に男子の往生を遂げたといふ、悲壯なる小説的事實を持つて居る。されば當年壯士の内幕や、政黨の秘密や、金満家の不義や、政治家の魂膽と背景として描出し、事件は事件を生んで變幻極まりなく、眞に興味ある明治最初の政界裏面史とも云ふ可きである。俠骨作田が如何に痛快に活躍したか、又昔の壯士は如何に主義の爲めに努力健闘したか、時節柄愛讀者諸君に十分満足と與へるのは本書である。

東本 京郷 本二 區目 堂文京 電話 振替 下谷 四二〇 五九二 六二九 番

發兌書目

大山元帥閣下題字  
乃木大將閣下題字  
戸水法學博士題字

陸軍步兵中佐 横山軍治殿閣  
陸軍歩兵少佐 瀧 千尋殿著

五版

熱花碧血

●菊判美本三百五十餘頁  
三色版及寫真版數葉  
正價金九拾五錢  
送料金八錢

我武士道の精華大和民族の詩

天覽

劍を執りて生死の境に立つ事已に二回而して三度此空前の日露  
大戰に從ふ著者の意氣將に天を衝き硝煙彈雨を犯し全滅の悲惨  
に陥り總身碧血に染り死守三晝夜に亘る悲壯慘憺たる實戰の光  
影真に目睹するが如し

凄絶慘絶の巷に躍る肉彈史

早稻田大學 英文學教授 増田藤之助先生譯註

英和譯對

叢全

四六判百八十餘頁  
定價金四拾五錢  
郵税金四錢

何人も知り置けり可く記憶し置けり可き著名なる東西の事實談或は傳説三十件を選んで(外に附録  
笑話入則)之れに忠實精確逐語的にして殆んど一辭一句を漏らさざる而も平易明快なる翻譯を  
施し且つ適切懇切なる註釋を附したれば初學者と雖解し難からず千古不朽の美談佳話を味ひつ  
ゝ面白く語學の勉強を爲し得べく實に實益と興味と兼備の好讀物なり

發兌書目

司法省民事局長法學博士 齋藤十一郎監修  
司法省民事局主 多喜澤 節編纂

(洋裝菊版三百六十八頁)

新刊

産業組合登記全

實價金七拾錢  
郵税金八錢

産業組合に關する現行の法令及明治三十三年三月産業組合法發布以來各裁判所等の質疑に對す  
る司法省通牒、回答の全文並に産業組合に關する大審院民事刑事の裁判例等を洩れなく纂輯し  
且必要なる法條下には一切の關係法規を挿入し其他産業組合に關する各種の登記申請書式、組  
合及聯合何原簿記載申請書式、登記簿謄本抄本等交付申請書式(以上書式四十餘通)及各種の登  
記簿、見出帳、組合原簿、聯合會原簿の記載例を蒐載し尙ほ卷末に産業組合及産業組合聯合會  
模範定款第十四種を附録とし努めて實務者の便宜を圖りたるものなり

登記學  
會編纂

漁業組合登記

再版  
既刊

定價參拾五錢 郵稅四錢

東京本郷區 文京堂 電話 下谷四六二番 東京東替振 番一〇二九番

東京本郷區 文京堂 電話 下谷四六二番 東京東替振 番一〇二九番

發 兌 書 目

司法省民事局長 法學博士 齋藤十一郎 校閱  
 司法省參事官 法學士 橫田五郎 校閱  
 司法 屬 鈴木玄之助 編纂

司法省 民事局 民事手續法規先例類纂

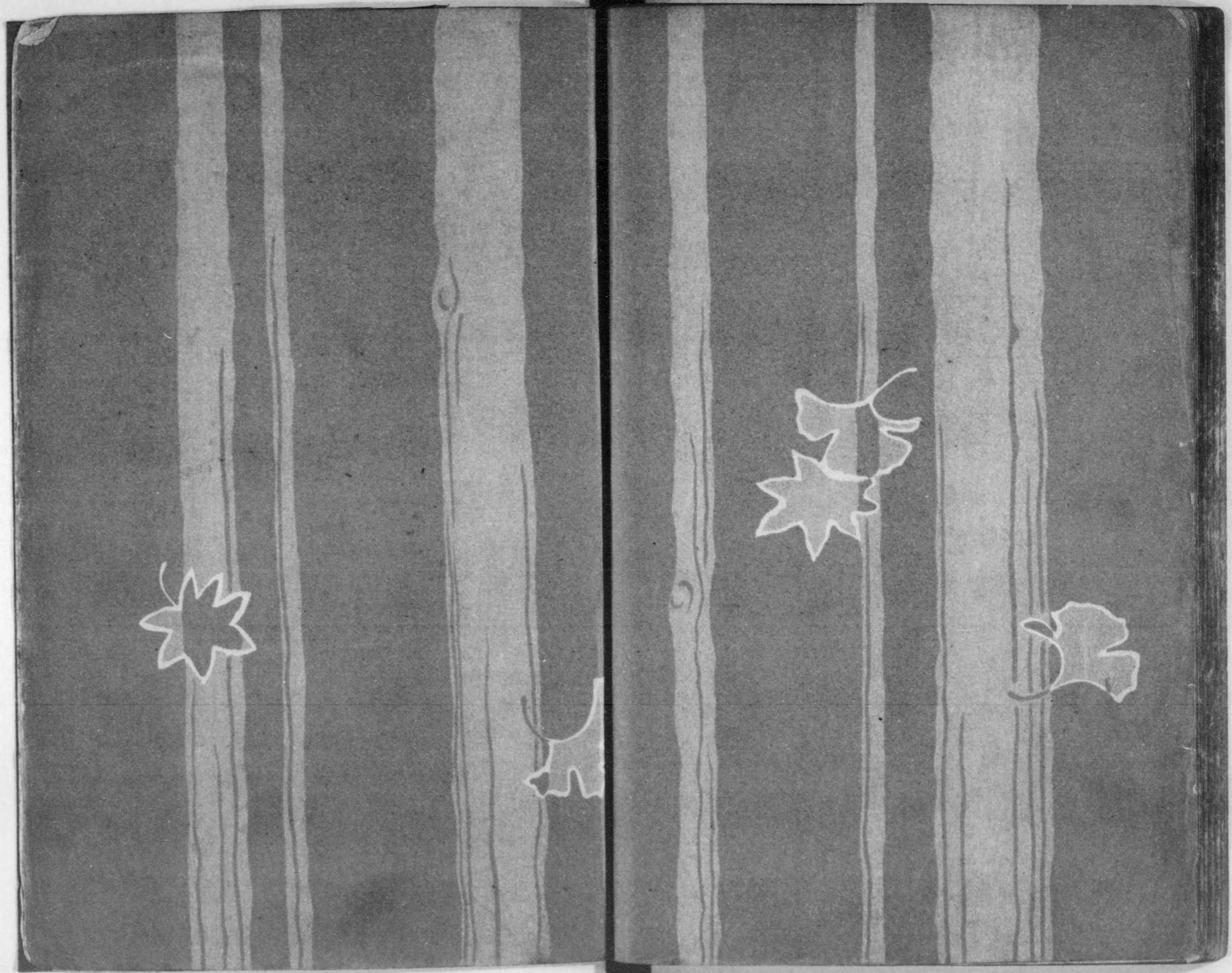
全一册

菊版總クローリス 背皮金文字入 一行四十四字詰十七行 紙數約七百五十頁

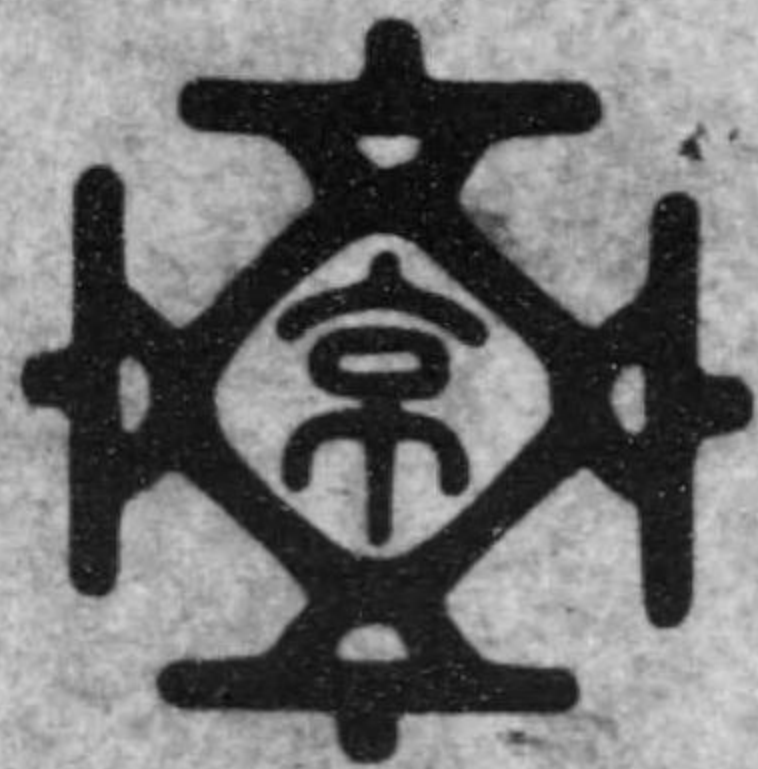
正價金貳圓五拾錢 市内金四錢、内地金十二錢、支朝金四十錢

本書ハ民事手續法タル民事訴訟法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、法競賣法、附屬法、民事訴訟費用法、及裁判所構成法等ノ各法實施ニ至ルニ於ケルハ悉ク之ヲ網羅シテハカクノ類別編纂ニ對スル司法省ノ回答ヲ以テ其訓令通牒ニ當テハ當クモ參考資料タルヘキモノハ於ケルニ依リテ氷所スヘカクノ類別編纂ニ對スル司法省ノ回答ヲ以テ其訓令通牒ニ當テハ當クモ參講シテハ普通ノ著書ニハ依リテ氷所スヘカクノ類別編纂ニ對スル司法省ノ回答ヲ以テ其訓令通牒ニ當テハ當クモ參本書ハ實ニ對シテハ著書ニハ依リテ氷所スヘカクノ類別編纂ニ對スル司法省ノ回答ヲ以テ其訓令通牒ニ當テハ當クモ參シト信ス。且毎項ヲ以テ其ノ披閱ノ利便蓋シテ少ナラザラ瞭然シラシメ、其ノ司法省ノ逐條ノ認可ヲ得テ刊行スルニシテ、

東京 區 木 郷 丁 一 番 京 文 堂 電 話 下 谷 四 五 二 六 番 東 京 一 番 九 二 〇 一 番



9:6. 4



39

329  
156

終